

さっぽろ ^{しょう}障 ^{しゃぶらん}がい者プラン2018

じむきょくあん
事務局案

もくじ

第1章 さっぽろ障がい者プランの目的と位置付け

- 1 さっぽろ障がい者プランの目的 ○
- 2 さっぽろ障がい者プランの位置付け ○
- 3 計画期間 ○
- 4 障がい福祉を取り巻く環境 ○
- 5 新たなさっぽろ障がい者プラン策定の趣旨 ○

<障がい者計画の部>

第2章 障がい者計画の体系

- 1 計画体系図 ○

第3章 障がい者計画の施策展開（横断的分野）

- 横断的分野1 障がい等への理解促進 ○
- 横断的分野2 生活環境の整備 ○
- 横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・
意思疎通支援の充実 ○
- 横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護
. ○

第4章 障がい者計画の施策展開（施策分野）

- 分野1 暮らしの支援 ○
- 分野2 保健・医療の推進 ○
- 分野3 療育・教育の充実 ○
- 分野4 雇用・就労の促進 ○

- ぶんや 5 す ぽ - つ ぶんか しんこう
分野5 スポーツ・文化の振興 ○
- ぶんや 6 あんぜん あんしん じつげん
分野6 安全・安心の実現 ○

しょう ふくしけいかく ぶ
<障がい福祉計画の部>

だい しょう しょう ふくしけいかく
第5章 障がい福祉計画

- 1 しょう ふくしけいかく
障がい福祉計画とは ○
- 2 ねんど せいかもくひょう
2020年度の成果目標 ○
- 3 ほうもんけいさ - び すりょう みこ
訪問系サービス量の見込み ○
- 4 にっちゅうかつどうけいさ - び すりょう みこ
日中活動系サービス量の見込み ○
- 5 きょじゅうけいさ - び すりょう みこ
居住系サービス量の見込み ○
- 6 そうだんしえんさ-びす りょう みこ
相談支援サービス量の見込み ○
- 7 しょうがいじしえんさ-びすりょう みこ
障害児支援サービス量の見込み ○
- 8 はったつしょう しゃしえん
発達障がい者支援 ○
- 9 ちいきせいかつしえんじぎょう さ-びすりょう みこ
地域生活支援事業のサービス量の見込み ○
- 10 さ - び すみこみりょうとうかくほ ほうさく
サービス見込量等確保のための方策 ○

だい しょう しょう しゃぶらん ひょうか みなお
第6章 さっぽろ障がい者プランの評価・見直し

- 1 び-でい-し-え-さ い くる
PDCAサイクルについて ○
- 2 び-でい-し-え-さ い くる じっし
PDCAサイクルの実施 ○

だい しょう しょう しゃぶらん けんとうけいか
第7章 さっぽろ障がい者プランの検討経過

- 1 けんとうたいせい
検討体制 ○
- 2 しょう じしやじつたいとうちようさ
障がい児者実態等調査 ○
- 3 いけんこうかんかいとう かいさい
意見交換会等の開催 ○
- 4 ぱぶりっくこめんと でよ さいけん
パブリックコメントで寄せられた意見 ○

だい しょう しりょうへん
第8章 資料編

構成を検討中です。

第1章 さっぽろ障がい者プランの目的と位置付け

1 さっぽろ障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

- 障がい者計画
- 障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）

(1) 障がい者計画（旧：障がい者保健福祉計画）

根拠法：障がい者基本法

障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

(2) 障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）

根拠法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、児童福祉法

障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

障がい者計画【障がい者基本法】

障がい福祉に関する基本計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画

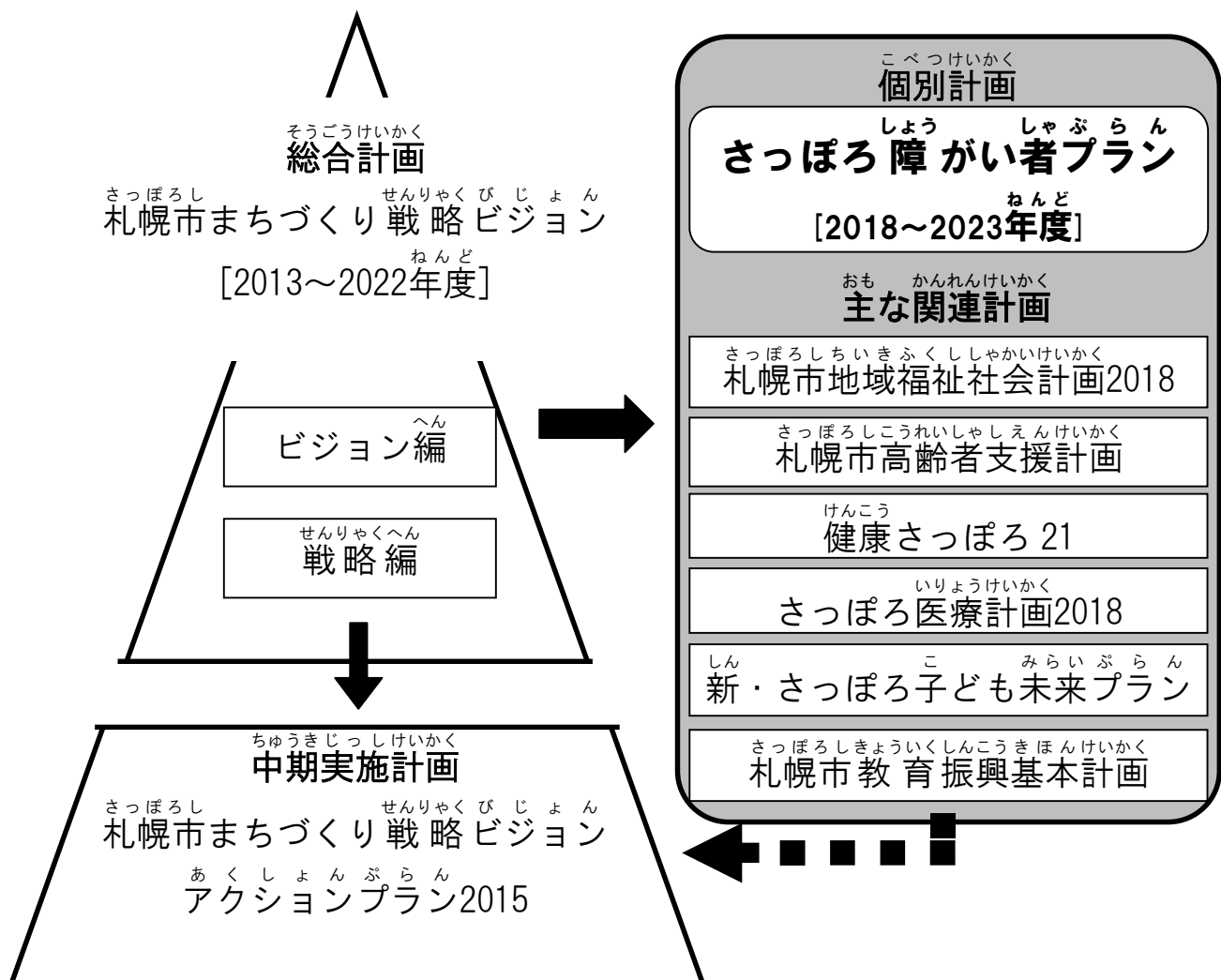
【障がい者総合支援法、児童福祉法】

障害福祉サービス等に関する実施計画

2 さっぽろ障がい者プランの位置付け

障がい者プラン（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とし、他の部門別計画及び個々の施策・事業に関する中期実施計画との調和を図りながら定めた札幌市における障がい福祉施策に関する部門別計画です。

また、国で定める「障害者基本計画」などとも整合を図りながら策定しております。



ちょうわ はか おも けいかく
＜調和を図る主な計画＞

さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく
◆札幌市地域福祉社会計画2018

けいかくさくていさぎょうちゅう ないよう き しだい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゅう
概要を記入します。

さっぽろしこうれいしゃしえんけいかく
◆札幌市高齢者支援計画

けいかくさくていさぎょうちゅう ないよう き しだい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゅう
概要を記入します。

さっぽろしけんこう きほんけいかく けんこう
◆札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」

けいかくさくていさぎょうちゅう ないよう き しだい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゅう
概要を記入します。

いりょうけいかく
◆さっぽろ医療計画2018

けいかくさくていさぎょうちゅう ないよう き しだい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゅう
概要を記入します。

◆ しん こ みらい ぶらん 新・さっぽろ子ども未来プラン

けいかくさくていさぎょうちゅう ないよう き しだい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゅう
概要を記入します。

◆ さっぽろしきょういくしんこうきほんけいかく 札幌市教育振興基本計画

けいかくさくていさぎょうちゅう ないよう き しだい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゅう
概要を記入します。

3 計画期間

障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

◆ 障がい者計画 6年間

(2018年4月から2024年3月まで)

◆ 障がい福祉計画(第5期)、障がい児福祉計画(第1期) 3年間

(2018年4月から2021年3月まで)



4 障がい福祉を取り巻く環境

(1) 国における障がい者制度改革の動き

平成15年から始まった「支援費制度」によって、ノーマライゼーションの理念に基づき、「施設から地域へ」という障がいのある人の地域生活を重視する大きな流れが作り出されました。

その後、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等が図られてきたところです。

同法の施行後、内閣府に設置された障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずることを目的として、平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい児者の対象に難病等も加わりました。

また、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されるとともに、「障害者基本法」が改正されました。

さらに、平成26年1月、「障害者の権利に関する条約」を批准したところです。

平成28年4月、この条約への批准に向けた国内法制整備の過程で成立した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、同法では、障害者権利条約に基づき、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の

がいねん あら と い
概念が新たに取り入れられました。

その後、平成28年6月には、障害者総合支援法及び児童福祉法が
改正され、新たな福祉サービスがメニュー化されるとともに、医療的
ケアを必要とする子どもを含む障がい児への支援についても明記さ
れました。

(2) ニーズの高度化・多様化

障がいのある人が地域で安心して生活していくことができるよう、
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを中心に、様々な
取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に
応じたきめ細かな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライ
フステージに応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、障害者総合支援法など
による法定サービスのみでは対応が難しいため、札幌市独自の取組も
併せて実施するなど、障がい特性等に配慮したきめ細かな支援の
あり方について引き続き検討していく必要があります。

(3) 市民自治の推進

国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいの
ある人のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政
による取組のほかに、市民自治の考え方にに基づき、地域のボランティ
ア・関係団体、事業者等の地域の社会資源を活用するなど、障が
いのある人を地域全体で支え合う体制づくりが必要です。

(4) 札幌市における施策展開

平成15年3月に「札幌市障害者保健福祉計画」を策定し、以後10年間にわたる障がい者施策の方向を定めました。

平成19年3月に、「障がい福祉計画（第1期）」を策定し、障がいのある人の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めてきました。

平成24年3月には、「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画（第3期）」を、「障がい者プラン」とし一体的なものとして改定を行い、平成24年4月から開始しました。（障がい者保健福祉計画は、計画期間を1年前倒しして改定しました。）

その後、平成27年3月に、「障がい福祉計画（第3期）」の計画期間終了に伴い、「障がい福祉計画（第4期）」を策定するとともに、「障がい者保健福祉計画」の分野構成等も一部見直しました。

また、平成●年●月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、障がいのある人の情報取得や、コミュニケーションしやすい環境を整備していくこととしました。

(5) 障がい者施策に関する主な動向

平成15年	(国) 支援費制度の施行
	(札幌市) 札幌市障害者保健福祉計画の策定
平成18年	(国) 障害者自立支援法の施行
平成19年	(札幌市) 札幌市障がい福祉計画（第1期）の策定
	(国) 障害者の権利に関する条約への署名
平成21年	(札幌市) 札幌市障がい福祉計画（第2期）の策定

	くに ないかくふ しょう しゃせいどかいかくすいしんほんぶ せっち (国) 内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置
へいせい ねん 平成22年	くに しょうがいしゃじりつしえんほう かいせい (国) 障害者自立支援法の改正
へいせい ねん 平成23年	くに しょうがいしゃきほんほう かいせい (国) 障害者基本法の改正
へいせい ねん 平成24年	さっぽろし しょう しゃぶらん さくてい (札幌市) さっぽろ障がい者プランの策定
	くに しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう しこう (国) 障害者虐待防止法の施行
へいせい ねん 平成25年	くに しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう (国) 障害者総合支援法の施行
	くに しょうがいしゃさべつかいしょうほう (国) 障害者差別解消法の施行
	くに だい じしょうがいしゃきほんけいかく さくてい (国) 第3次障害者基本計画の策定
へいせい ねん 平成26年	くに しょうがいしゃ けんり かん じょうやく ひじゅん (国) 障害者の権利に関する条約の批准
	さっぽろし しょう しゃぶらん かいせい (札幌市) さっぽろ障がい者プランの改定
へいせい ねん 平成28年	くに しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう (国) 障害者差別解消法の施行
	くに しょうがいしゃこようそくしんほう しこう (国) 障害者雇用促進法の施行
	くに しょうがいしゃそうごうしえんほうおよ じどうふくしほう かいせい (国) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

5 さっぽろ障がい者プラン策定の趣旨

(1) 障がい者計画の策定

障がい者保健福祉計画の計画期間は平成30年3月までですが、この間、障害者差別解消法の施行や、障害者総合支援法の改正など、障がい者施策の進展が図られています。

札幌市では、障害者差別解消法の施行に際しては、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」を定め、全庁的に法を踏まえた施策の充実を図っています。

また障害者総合支援法や児童福祉法などの改正により、障がいのある子どもへの支援の重要性が法に明記されています。

このような市の方針や国の動向を踏まえ、計画目標や、施策分野の

みなお おこな しょう しゃしきく いっそうすす
見直しを行い、障がい者施策をより一層進めていきます。

(2) 障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）の策定

しょう ふうしけいかく だい き しょう じふくしけいかく だい き さくてい
障がい福祉計画（第4期）の計画期間の終了に伴い、新たに
さくてい へいせい ねんど かくじちたい あら さくていぎ む
策定するとともに、平成30年度から各自治体に新たに策定義務が
か 課されました しょう じふくしけいかく だい き さくてい
（札幌市ではこれまでも しょう しゃ じ しきく いったい
計画策定しております。）。

いりょうてき しえん きょうぎ ば
「医療的ケアを必要とする子どもへの支援のための協議の場の
せっち あら せいかもくひょう せつてい せいか
設置」など、新たな成果目標を設定するとともに、それぞれの成果
もくひょう たっせい ひつよう みこみりょう さだ
目標を達成していくために必要なサービスの見込量を定めるな
ど、第4期計画からの見直しを行っています。

【参考】 障害者基本法による障害者の定義

しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふうく た しんしん
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身
きのう しょうがい もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき
の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的
に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをい
います。

しょうがいしゃきほんほうだい じょう
（障害者基本法第2条）

へいせい ねん がつ しこう しょうがいしゃそうごうしえんほう せいど たに
なお、平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷
ま しえん ていきょう かんてん しょうがいしゃ ていぎ あら なんびょうとう
間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を
ついか しょうがいふうくしきさーびすとう たいしょう
追加し、障害福祉サービス等の対象としました。

【参考】^{さんこう} ノーマライゼーション^{のーまらいぜーしょん}

高齢者^{こうれいしゃ}や障がい者^{しょうがいしゃ}などを施設^{しせつ}に隔離^{かくり}せず、障がい^{しょうがい}のない人^{ひと}と一緒に^{いっしょ}助け合^{たすあ}いながら暮^くらしていくのが正常^{せいじょう}な社会^{しゃかい}のあり方^{かた}であるとする考え方^{かんが}。また、それ^{もと}に基づく社会福祉政策^{しゃかいふくしせいさく}。

【参考】^{さんこう} 社会モデル^{しゃかいも てる}

障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}が日常生活^{にちじょうせいかつ}において受ける制限^{う せいげん}は、障がい^{しょうがい}（身体^{しんたい}障がい^{しょうがい}、知的障がい^{ちてきしょうがい}、精神障がい^{せいしんしょうがい}（発達障がい^{はったつしょうがい}を含む^{ふく}）、難病^{なんびょう}を原因^{げんいん}とする障がい^{しょうがい}など）のみに原因^{げんいん}があるのではなく、社会^{しゃかい}における様々^{さまざま}な障壁^{しょうへき}（バリア）と直面^{ばりあ ちよくめん}することによって発生^{はっせい}するという考え方^{かんが}。

「障がい^{しょうがい}があるから不便^{ふべん}」なのではなく「障がい^{しょうがい}とともに生きる^いことが想定^{そうてい}されていないから不便^{ふべん}」なのである、と発想^{はっそう}の転換^{てんかん}を促^{うなが}すものです。

第2章 ^{だい しょう} さっぽろ障がい者^{しょうがいしゃ}プランの体系^{たいけい}

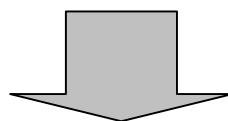
1 ^{けいかくたいけいず} 計画体系図

(1) ^{きほんりねん} 基本理念^{けいかくもくひょう}・計画目標^{ぶんや}・分野

^{きほんりねん} 基本理念^{じつげん}の実現^むに向け、6つの計画目標^{けいかくもくひょう}を10の分野^{ぶんや}に分けて^わ施策展開^{しさをてんかい}していきます。

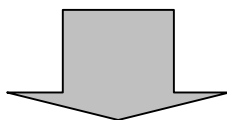
^{きほんりねん} 基本理念

障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}もない人も、その命^{いのち}の尊厳^{そんげん}が当然^{とうぜん}に保障^{ほしょう}され、市民^{しみんだれ}誰もが互^{たが}いに人格^{じんかく}と個性^{こせい}を尊重^{そんちょう}し支え合^{ささあ}う共生^{きょうせい}社会^{しゃかい}の実現^{じつげん}



けいかくもくひょう
計画目標

- 1 ちいきしゃかい しょう ひと たい りかいそくしん
地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 しょう かた じ こけつてい そんちよう い しけつてい しえん
障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 しせつ びょういん ちいき いこうすいしん ちいきせいかつ ささき サービス
施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス
ていきょうきばん いっそう じゅうじつ
提供基盤の一層の充実
- 4 しみん じぎょうしゃ ぎょうせい れんけいきょうか ちいき ふくしりよく こうじょう
市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 しょう こ しえん
障がいのある子どもへの支援
- 6 しょう りゆう さべつ かいしょう
障がいを理由とする差別の解消



しさくぶんや
施策分野

しさくぶんや
施策分野

くらしのしえん
暮らしの支援

ほけん いりよう すいしん
保健・医療の推進

りょういく きょういく じゅうじつ
療育・教育の充実

こよう しゅうろう そくしん
雇用・就労の促進

すぽーつ ぶんか しんこう
スポーツ・文化の振興

あんぜん あんしん じつげん
安全・安心の実現

おうだんてきぶんや
横断的分野

かくぶんや しさく すいしん きほん
各分野の施策を推進していくための基本とな
る考え方を含む分野について新たに横断的分野
と位置づけて、ぜんちょうてき すいしん ほか
と位置づけて、全庁的な推進を図ります。

しょう どう りかいそくしん
障がい等への理解促進

せいかつかんきょう せいび
生活環境の整備

じょうほうあくせしびりてい こうじょう
情報アクセシビリティ（※）の向上

いしそつうしえん じゅうじつ
・意思疎通支援の充実

しょう りゆう さべつ かいしょう けんりようご
障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

※ あくせしびりていとは、「利用しやすさ」という意味
です。

(2) 分野ごとの基本施策

10の分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

横断的分野1 障がい等への理解促進

- 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
- 3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

横断的分野2 生活環境の整備

- 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 住まいの確保

横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

- 1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
- 2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
- 3 障がいに配慮した市政情報の提供
- 4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

- 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 2 行政サービス等による合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備
- 3 権利擁護等の推進
- 4 障がい者虐待防止の推進

分野1 暮らしの支援

- 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 4 地域福祉を担う人材育成・確保

ぶんや 分野2 保健・医療の推進

- 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 精神保健・医療の充実
- 4 難病に関する保健・医療施策の推進

ぶんや 分野3 療育・教育の充実

- 1 ライフステージに応じた支援体制の充実
- 2 療育の充実
- 3 学校教育の充実
- 4 成人期への移行支援

ぶんや 分野4 雇用・就労の促進

- 1 個々の障がい特性やニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
- 3 福祉的就労における工賃向上
- 4 障がいのある人の一般就労の推進

ぶんや 分野5 スポーツ・文化の振興

- 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

ぶんや 分野6 安全・安心の実現

- 1 災害や雪に強いまちづくりの推進
- 2 災害時における対応力の向上
- 3 地域における見守り活動の推進
- 4 消費者被害の防止

第3章 障がい者計画の施策展開（横断的分野）

横断的分野1 障がい等への理解促進

＜現状と課題＞

共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障がいのある人に対する理解促進を一層進めていく必要があります。

特に、障がいのない人たちへの障がい等に対する理解の促進や、偏見の解消が重要です。

そのためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層推進するとともに、子どもの頃から、障がいに対する理解が深まるような取組を進める必要があります。

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

障がい者への理解が深まるために必要なこと

- ・福祉教育の充実（障がい者調査 44.9%、障がい児調査 61.6%、難病患者調査 59.3%）
- ・ボランティアの育成（障がい者調査 32.1%、障がい児調査 29.0%、難病患者調査 50.9%）
- ・障がいのある人とない人が一緒に教育できる場（障がい児調査 70.4%）

◆基本方針

基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図ります。

基本方針2 市民や企業の自主的な福祉活動を支援し、理解促進を図ります。

◆基本施策

基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。
- 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある人とない人の交流を促進します。

＜重点取組＞

◆出前講座や普及啓発用冊子等を活用した啓発・広報

地域や学校に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民と情報共有を行い、心のバリアフリーや、障がい福祉について一緒に考えていきます。

また、普及啓発用冊子の内容を充実させ、様々な機会配布することにより、障がい者理解の促進を図ります。

◆ **福祉教育のための教材の作成・配布**（福祉読本など）

学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内の小学校に配布し、授業に役立てます。

◆ **ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進**（新規）

難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある人にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮を提供しやすい環境づくりを推進していきます。

また、災害時等、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。

◆ **障害者週間記念事業の実施**

障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

- **公共サービス事業者等**に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施などの取組を進めます。

＜**重点取組**＞

◆ **障がい当事者の講師派遣**

しょう どうじしゃ こうし ようせい とうろく かた がっこう きぎょう
障がい当事者を講師として養成・登録し、その方を学校、企業
とう はけん こうぎ でいす かっしょんとう おこな きかい かくじゅう
等に派遣して、講義やディスカッション等を行う機会を拡充す
ることで、しょう たい りかいそくしん はか
障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

- かくしゅけんしゅう さまざま ぼらんていあかつどう しゃかいこうけんかつどう さんか つう
各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じ
て、しょう どう りかい そくしん
障がい等への理解を促進します。

＜重点取組＞

◆ ボランティア活動への支援

ぼらんていあかつどう そうだん とうろく じゆきゅう ちょうせい
ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、
ぼらんていあかつどうきざい かした じんざいようせい けんしゅうとう
ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を
おこな
行います。

◆ まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金）

しょう ひと たいしょう ほけん いりょう ふくしぶんや かつどう
障がいのある人などを対象に保健・医療・福祉分野の活動な
おこな しみんかつどうだんたい たい しえん じっし
どを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。

※ さぽーとほっと基金（市民まちづくり活動促進基金）

しみん きふ げんし しみんだんたい じぎょうじょせい おこな
市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うとと
きふぶんか じょうせい はか
もに、寄附文化の醸成を図ります。

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

さっぽろし さっぽろし ふくし しょうれい せいてい しょう
札幌市では、「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、障がい
ひと こうれい かた ふく すべ ひと あんしん かいてき く
のある人や高齢の方を含む全ての人々が安心して、快適に暮らせるまち
づくりを目指し、しみん じぎょうしゃとう はばひろ いけん き
市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに
かんが ふくし そうごうてき すいしん
考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進してきました。

ご へいせい ねん せいてい ばり あ ぶり - しんぽう へいせい
その後、平成18年に制定されたバリアフリー新法を受け、平成21
ねん しん さっぽろし ばり あ ぶり - きほんこうそう さくてい しなひ じゅうてんせいび
年に新・札幌市バリアフリー基本構想を策定し、市内53の重点整備
ちく せつてい しせつ ばり あ ぶり - か すいしん
地区を設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

けつか しみん みな ぶつりてき ばり あ すこ かいぜん
こうした結果、市民の皆さんに、物理的なバリアが少しずつ改善さ
れっていると認識されている一方で、せいど ぶんか じょうほう いしきとう
制度や、文化・情報、意識等の
ばり あ かいぜん すす う と かた
バリアの改善があまり進んでいないという受け止められ方がされて
います。

いぜん ちいきせいかつ おく しえいじゅうたく くる - ぶ ほ - む
依然として、地域生活を送るうえで、市営住宅やグループホームな
どの住まいの場の確保が求められています。

へいせい ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう
また、平成28年4月に、障害者差別解消法が施行されたことに
より、しゃかい ばめん あくせしびりてい りよう
社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ（利用のしやすさ）
こうじょう つと ひつよう
の向上に努めていく必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん すべ しみん あんしん かいてき く すす
基本方針1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進め
ます。

◆基本施策

基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

基本施策2 住まいの確保

◆基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

- 全ての市民が1年を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人々が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

＜重点取組＞

◆福祉のまちづくり推進会議

全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

◆優しさと思いやりのバリアフリーの推進

札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある人や、高齢の方の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの人々が利用する建築物の事故を未然に防ぎ、障がいのある人、高齢の方にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」について、引き続きこれらのシステムを活用していくとともに、効果的なシステムの在り方についても検討していきます。

◆ **バリアフリー基本構想に基づく整備推進**

新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、全ての人が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想についても、段階的、継続的な発展（スパイラルアップ）を図っていきます。

◆ **交通バリアフリー推進事業**

障がいのある人や高齢の方等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行うことで、各管理者と連携しながら取組を進めます。

◆ **ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業（新規）**

車椅子使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊産婦、ベビーカー使用者等、誰もが利用しやすい構造のユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図るため、タクシー事業者等の購入費用に対して、補助金を交付します。

◆ **歩道バリアフリー整備事業**

誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に整備すべき地区の生活関連経路の歩道バリアフリー化を推進します。

◆安全・安心な公園再整備事業

しょう ひと こうれい かた だれ かいてき りよう
障 がいのある人や高齢の方など誰もが快適に利用できる
こうえんせいび すす でいりぐち えんろ だんさかいしょう かいだん て
公園整備を進めます。出入口・園路差解消や階段の手すり
せっち べんち きゅうようしせつ しんしょうしゃたいおうがたべんじょ かいしゅうとう
設置、ベンチなどの休養施設・身障者対応型便所の改修等を
おこな
行います。

◆市有施設の保全改修に併せたバリアフリー改善の推進

しゅうしせつ ほぜんかいしゅう あわ ばりあふり ーかいぜん すいしん
おす とめいとたいおうといれ せっち てんじぶろくく ふせつ
オストメイト対応トイレの設置や点字ブロックの敷設など、
きそん しゅうしせつ ほぜんかいしゅう あわ ばりあふり ーか
既存の市有施設の保全改修に併せて、バリアフリー化による
かいぜん すす
改善を進めます。

◆地下鉄・市電における安全対策等

ちかてつ しでん あんぜんたいさくとう
ちかてつりようきやく たい しせつとう りようほうほう しゅうち まな ー
地下鉄利用客に対する施設等の利用方法の周知や、マナー
こうじょうとう よ しょう ひと こうれい かたとう
向上等と呼びかけるなど、障 がいのある人や高齢の方等が
あんぜん あんしん ちかてつ りよう とりくみ すす
安全で安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。
ろめんでんしゃていりゅうじょう ばりあふり ーか しんがたていしゅうしゃりよう
また、路面電車停留場のバリアフリー化・新型低床車両
どうにゅう ひと しせつせいび おこな
導入など、すべての人にやさしい施設整備を行います。

◆安全な自転車利用環境の推進

あんぜん じてんしゃりようかんきょう すいしん
ほどじょう ほこうしゃ こうさく めいわくちゅうりん ほこうかんきょう
歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境
あつか かいだいかいしょう めざ しょう ひと しみん
の悪化などの課題解消を目指し、障 がいのある人をはじめ市民
あんぜん じてんしゃりようかんきょう じつげん みりよくてき
にとって「安全な自転車利用環境の実現による魅力的なまちづ
もくひょう じてんしゃ ほこうしゃ じどうしゃ あんしん
くり」を目標として、自転車・歩行者・自動車それぞれが安心・
あんぜん つうこう かんきょう じつげん じてんしゃつうこうくわん
安全に通行できる環境を実現するため、「自転車通行空間の
めいかくか そうごうてき ちゅうりんたいさく すいしん る ーる まな ー こうかてき
明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの効果的

「な周知と啓発」を図ります。

【参考】バリアフリーとユニバーサルデザイン

●バリアフリー

障がいのある人や高齢の方が日常生活や社会生活を営む上で障壁（バリア）となるもの（物理的なものや制度、文化、障がいへの無理解など）を解消すること。

●ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢の方のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた仕様のこと。

基本施策2 住まいの確保

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

<重点取組>

◆グループホーム等の整備推進（再掲）

⇒ ●● ページ参照

◆住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組

市営住宅抽選時の優遇や、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築し、高齢の

かた しょう ひと じゅうたくかくほようはいりよしゃ きょじゅう あんていかくほ
方、障 がいのある人など住 宅確保要配慮者の居 住の安定確保
めざ
を目指します。

◆くるまいすしょうしゃむ しえいじゅうたく せいび
◆車椅子使用者向け市営住 宅の整備

こうじょうてき くるまいす しょう しょう ひと じゅう
恒 常的に車椅子を使用している障 がいのある人のための住
こ しえいじゅうたく いちぶ せいび
戸を、市営住 宅の一部に整備します。

おうだんてきぶんや じょうほうあくせしびりてい こうじょう いしそつうしえん じゅうじつ
横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

げんじょう かだい
<現状と課題>

しょう ひと じょうほうしゅとく こみゆにけーしょん
 障がいのある人の情報取得やコミュニケーションにおいては、でき
 かけ しょう とくせい おう しゅだん せんたく りよう
 る限り、それぞれの障がいの特性に応じた手段を選択し、利用できる
 じゅうよう
 ことが重要です。

さっぽろし しょう とくせい おう しゅだん じょうほう しゅとく
 札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報を取得したり、
 こみゆにけーしょん かんきょう せいび む へいせい ねん がつ
 コミュニケーションしやすい環境の整備に向けて、平成●●年●●月
 さっぽろししょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りよう そくしん
 に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進
 かん じょうれい い か しょう しゃこみゆにけーしょんじょうれい
 に関する条例」（以下「障がい者コミュニケーション条例」といま
 せいてい じょうれい もと しょう とくせい おう
 す。）を制定しており、この条例に基づき、障がい特性に応じた
 こみゆにけーしょんしゅだん りよう そくしん じょうほうあくせしびり
 コミュニケーション手段の利用を促進することで、情報アクセシビ
 てい こうじょう すいしん いしそつうしえん じゅうじつ ひつよう
 ティの向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実していく必要が
 あります。

ねんどししょう じしやじつたいとうちようさ
<2016年度障がい児者実態等調査から>

かそくいがい ひと いし そつう じかん り
 家族以外の人との意思の疎通について、時間がかかったり、1人では
 むすか かた わりあい しょう しゃちようさ しょう じちようさ
 難しい方の割合（障がい者調査 43.9% 障がい児調査 55.6%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかい
基本方針1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解と
 りよう そくしん しょう ひと じょうほう しゅとく こ
 利用を促進し、障がいのある人が情報を取得したり、コ
 みゆにけーしょん かんきょう すす
 ミュニケーションしやすい環境づくりを進めます。

きほんほうしん しょう ひと じょうほうつうしんぎじゅつ りようおよ かつよう きかい
基本方針2 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用
 かくだい はか じょうほうあくせしびりてい こうじょう
 の拡大を図り、情報アクセシビリティの向上につなげま
 す。

◆^{きほんしさく}基本施策

基本施策1 ^{しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかいそくしん}障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

基本施策2 ^{しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りようそくしん}障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

基本施策3 ^{しょう はいりよ しせいじょうほう ていきょう}障がいに配慮した市政情報の提供

基本施策4 ^{じょうほうつうしんぎじゅつ じょうほうあくせしびりてい こうじょう}情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

◆^{きほんしさく}基本施策1 ^{しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかいそくしん}障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

- ^{しゅわ ようやくひっき てんじ へいい ひょうげん しょう とくせい おう}手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた
^{さまざま こみゆにけーしょんしゅだん ひろ しみん りかい そくしん}様々なコミュニケーション手段について、広く市民の理解を促進します。

◆^{じゅうてんとりくみ}重点取組

◆ ^{こみゆにけーしょんしゅだん かん ぷきゅうけいはつ しんき}コミュニケーション手段に関する普及啓発（新規）

^{しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん ないよう}障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それ
^{しゅだん ひつよう ひと しょう とくせい ひつよう はいりよ}ぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮な
^{ほーむぺーじ ばんふれっと どうが}どについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分か
^{しゅうち}りやすく周知していきます。

◆ ^{こみゆにけーしょんしゅだん まな きかい ていきょう}コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供

^{しみん たいしょう しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん}市民を対象に障がい特性に応じたコミュニケーション手段
^{まな こうしゅうかい だまえこうざ かいさい}を学んでいただくため、講習会や出前講座などを開催します。

◆ ^{こみゆにけーしょんしゅだん まな とりくみ しえん しんき}コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援（新規）

^{しみん じしゅてき しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん}市民が自主的に障がい特性に応じたコミュニケーション手段
^{まな とりくみ しえん さっぽろし ほーむぺーじ}を学ぶ取組を支援するため、札幌市のホームページにおけるサー

く り かつどう しょうかいとう とりくみ おこな
クル活動の紹介等の取組を行います。

※ しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん ひょう ついか
障がい特性に応じたコミュニケーション手段の表を追加

基本施策2 しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りようそくしん
基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

○ しょう ひと しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん
障がいのある人が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を
えんかつ りよう とりくみ すす
円滑に利用できるよう取組を進めます。

じゅうてんとりくみ
<重点取組>

い し そつうしえんじぎょう えんかつ じっし
◆意思疎通支援事業の円滑な実施

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと い し そつうしえん ひ つづ
障害者総合支援法に基づく意思疎通支援について、引き続き
えんかつ じぎょう じっし つと
円滑な事業の実施に努めます。

⇒ しょう ふくしけいかく ぶ らん
障がい福祉計画の部もご覧ください。

い し そつうしえんしゃ こういきはけん しんき
◆意思疎通支援者の広域派遣（新規）

さっぽろしみん しがい しゅわつうやくとう い し そつう ひつよう
札幌市民が市外において手話通訳等の意思疎通を必要とする
ばあい たじちたい きょうりよく え しえんしゃ はけん とりくみ じっし
場合に、他自治体の協力を得て、支援者を派遣する取組を実施し
ます。

く やくしょとう こみゆにけーしょんしえんきき はいち しんき
◆区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置（新規）

く やくしょとう せっち たぶれっとたんまつ しょう えんかくしゅわつうやく
区役所等に設置したタブレット端末を使用して、遠隔手話通訳
おんせいにんしきあぷりけーしょん おんせいじょうほう もじか おこな
や、音声認識アプリケーションによる音声情報の文字化を行い
ます。

また、ちょうかくしょう ひと こみゆにけーしょんそくしん
また、聴覚障がいがある人とのコミュニケーション促進のため

めカウンタ型磁気誘導システムも引き続き導入していきます。

◆合理的配慮に関する環境整備に対する支援（新規）

障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する合理的
配慮を提供しやすい環境を整備するため、事業者を支援します。

◆コミュニケーション支援者の確保及び養成

手話通訳者や要約筆記者などの支援者を養成するための講座等
を開催します。また、必要なコミュニケーション支援が行えるよ
う、支援者の確保に努めます。

◆テレビ電話を活用した消費生活相談

聴覚障がいのある人が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ
電話を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な
対応を図ります。

基本施策3 障がいに配慮した市政情報の提供

- 障がいのある人が市政に関する情報を取得しやすいよう、障がいに配慮した市政情報の提供を進めます。

＜重点取組＞

◆情報保障のガイドラインの作成・活用（新規）

情報取得やコミュニケーションに関する障がいのある人が
参加する会議等における配慮などをまとめたガイドラインを

さくせい かつよう
作成し、活用します。

◆札幌市公式ホームページの管理運営

しょう ひと ほーむぺーじ じょうほう え あ
障がいのある人がホームページから情報を得やすいよう、ア
クセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホーム
ページ全体の使い勝手の向上に努めます。

◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

ふくしが い どの さくせい はいふ かくしゅそうだんまどぐち しょうかい
福祉ガイド等を作成・配布し、障がいのある人が利用できる
各種サービス等について広く周知を図ります。

◆点字・音声による情報提供

しかく しょう ひと こうほう てんじばん てんじ
視覚に障がいのある人のために、広報さっぽろの点字版「点字
さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行するなど、市政情報
の点字・音声による情報提供の充実に努めます。

◆様々な障がいに配慮した情報提供

とく しょう ふくし かん ばんふれっと がいどぶっく
特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなど
は、知的障がいのある人等にも分かりやすい表現に心がけ、
かんじ るび せんもんようごとう ちゅうしやく にじげんコード つ
漢字へのルビ、専門用語等への注釈、二次元コードを付けるな
ど、読みやすくする工夫に努めます。

基本施策4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

- 障がいのある人が情報通信技術（インターネットなど）を利用する
ことにより、支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、支援を行

います。

じゅうてんとりくみ
<重点取組>

◆ 障がいのある人の情報通信に関する支援（障がい者ITサポートセンター）

障がいのある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障がい者ITサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ITに関する利用相談や情報提供、パソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

げんじょう くだい
＜現状と課題＞

へいせい ねん がつ しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう しこう ぎょうせい 機関等や
平成28年4月、障害者差別解消法が施行され、行政機関等や
みんかんじぎょうしゃ しょう りゆう さべつてきとりあつか 禁止
民間事業者に障がいを理由とする差別的取扱いが禁止されるとと
もに、しょう ひと ひつよう しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう
もに、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去について必要
かつごうりてき はいりよ もと
かつ合理的な配慮が求められることとなりました。

いっぽう か こ さべつてきとりあつか う しょう ひと
一方で過去に差別的取扱いを受けたことがある障がいのある人
の割合は約4～6割を占め、しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう し しょう
の割合は約4～6割を占め、障害者差別解消法を知らなかった障
がいのない人の割合が約7割となっており、ほうりつじたい しゅうち すす
がいのない人の割合が約7割となっており、法律自体の周知が進んで
いないという状 況 にあります。

なか さっぽろし そっせん しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう もと とりくみ
こうした中、札幌市は、率先して、障害者差別解消法に基づく取組
をじっし 実施していくことで、さっぽろしぜんたい しょう りゆう さべつ
を実施していくことで、札幌市全体で、障がいを理由とする差別の
かいしょう すいしん
解消を推進していきます。

しょう ひと たい ぎゃくたい ほうし そうきはっけん
また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、
つうほう そうだんたいせい じゅうじつ ぎゃくたい お とき かんけい
通報・相談体制を充実するとともに、虐待が起こった時には、関係
きかんとく れんけい てきせつ しえん おこな しょう
機関等との連携による適切な支援を行っていくなど、障がいのある
ひと けんりようご とりくみ すいしん ひつよう
人の権利擁護のための取組を推進していく必要があります。

ねんどしょう じしやじつたいとうちようさ
＜2016年度 障がい児者実態等調査から＞

- か こ さべつ う おも ひと わりあい
・過去に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人の割合
しょう しゃ なんびょうかんじや しょう じ
障がい者46.6%、難病患者35.2%、障がい児61.2%
- しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう し ひと わりあい
・障害者差別解消法を知らなかった人の割合 69.9%

◆基本方針

- 基本方針1 障害者差別解消法に基づき、障がい者を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 基本方針2 障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護を進めます。

◆基本施策

- 基本施策1 障がい者を理由とする差別の解消の推進
- 基本施策2 行政サービス等による合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備
- 基本施策3 権利擁護等の推進
- 基本施策4 障がい者虐待防止の推進

基本施策1 障がい者を理由とする差別の解消

- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の理解を促進します。
- 市職員に対し、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」に基づく職場研修を実施することで、法律の理解促進及び適切な対応能力の向上を図っていきます。
- 「札幌市共生社会推進協議会」の開催を通じて、障がいのある人の日常生活などの様々な場面における関係機関の自主的な差別の解消の取組を推進し、障がいのある人が地域で安心して生活する環境づくりを目指していきます。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆北海道との共催フォーラムの実施（新規）

ほっかいどう きょうさい ふ おーらむ じっし しんき
北海道との共催により、障害者差別解消法の周知にかかるフ
おーらむ じっし ひろ しみん たい しょうがいしゃさべつ
フォーラムを実施していくことで、広く市民に対して、障害者差別
かいしょうほう ないよう しゅうち しょう とう りかいそくしん はか
解消法の内容の周知にとどまらず、障がい等への理解促進を図っ
ていきます。

◆職員研修の実施

しよくいんけんしゅう じっし
職場研修等を通じ、職員に対する障害者差別解消法や、
しょう しゃりかい そくしん はか かくしよくば しょう
障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいの
ひと はいりよ てってい
ある人への配慮を徹底していきます。

また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有す
ることで、市役所組織全体として、障害者差別解消法に関する
たいおうりよく こうじょう はか
対応力の向上を図っていきます。

◆札幌市共生社会推進協議会の開催（新規）

さっぽろし くに ほっかいどう いりょう じぎょうしゃ ふくしかんけいしゃ しょう とうじしゃ
札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者や障がい当事者
かぞく ふく しょう ひと にちじょうせいかつとう さまざま
（家族を含む。）など、障がいのある人の日常生活等の様々な
ばめん かんけいきかん ていきてき しょうがいしゃさべつかいしょうほう
場面における関係機関によって、定期的に障害者差別解消法に
かか そうだんじれい とりくみないようとう しょうほうきょうゆう きょうぎ おこな
係る相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行う
ことで、それぞれの機関の自主的な取組を推進し、障がいのあ
ひと ちいき あんしん せいかつ かんきょう めざ
る人が地域で安心して生活できる環境づくりを目指します。

しょう りゆう さべつ かん そうだん
障がい理由とする差別に関する相談

しょうだん
相談

ふんそうかいけつ
紛争解決

(※)

※ 紛争解決にあたっては、各相談窓口で対応することが基本。

こうせいきかん そうだんまどぐち
構成機関の相談窓口

さっぽろし
札幌市

- しょう ぶくしか
障がい福祉課
- そうだんしえんじぎょうしょ
相談支援事業所
- きょういくいいんかい
教育委員会

じぎょうしや
事業者

- さっぽろしょうこうかいぎしょ
札幌商工会議所

しょう とうじしや
障がい当事者

- しょう しゃだんたい
障がい者団体
- ・ とうじしやだんたい
当事者団体
- ・ かぞくかい
家族会

くに ちう ぎかん
国・道の機関

- ほっかいどう いしかりしんこうきょく
北海道（石狩振興局）
- さっぽろほうむきょく
札幌法務局
- ほっかいどうろうどうきょく
北海道労働局

いりよつ ぶくし
医療・福祉

- さっぽろしいしかい
札幌市医師会
- さっぽろししゃかいふくしきょうぎかい
札幌市社会福祉協議会
- しょう しょうふくしせつ
障がい児・者福祉施設

ゆつしきしや
有識者

- がくしきけいけんしや
学識経験者
- べんごし
弁護士

各構成機関の相談事例や取組内容等について情報共有・協議を行う。

さっぽろしきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい
札幌市共生社会推進協議会

基本施策2 行政サービス等による合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備

- 行政機関においては、窓口などにおける障がいのある人に対する配慮を徹底します。
- 障がいのある人が円滑にその権利を行使できるよう、市全体で必要な環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供を行える環境の整備を図ります。

◆北海道との共催フォーラムの実施（新規）（再掲）

⇒ ●● ページ参照

◆職員研修の実施（再掲）

⇒ ●● ページ参照

◆ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進（新規）（再掲）

⇒ ●● ページ参照

◆選挙における配慮

札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせと音読した音声版の選挙のお知らせを、関係世帯に配布します。

また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード等の常備など、障がいのある人に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。

◆会議等における配慮

障がい当事者が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

基本施策3 権利擁護等の推進

- 障害者基本法、北海道障がい者条例など制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。
- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。

<重点取組>

◆権利擁護等に係る相談支援の充実

障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業の一層の推進により、障がいのある人の権利擁護のための相談支援体制の強化を図ります。

◆北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある人の権利の擁護と障がいのある人が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

【参考】北海道障がい者条例について

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

主な施策の柱は次の3つです。

- 1 障がいのある人の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
 - 2 地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
 - 3 障がいのある人の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます
- 札幌市におきましても、北海道障がい者条例に基づき、障がいのある人も障がいのない人も、共に暮らしやすいまちづくりを目指していきます。

基本施策4 障がい者虐待防止の推進

- 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆ しょう しゃぎやくたいぼう したいさくとう すいしん
障がい者虐待防止対策等の推進

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう もと しょう しゃぎやくたいそうだんまどぐち
障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口にお
ぎやくたいつうほう そうだん うけつけ おこな やかん きゅうじつ
いて虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日
おける きんきゅうれんらくさき せっち じかん にち
おける緊急連絡先を設置することにより、24時間365日
のつうほううけつけ おこな
の通報受付を行います。

つうほううけつけこ そうだんしえんじぎょうしょ かんけいき
また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機
かん れんけい てきせつ しえん おこな きんきゅういちじほ
関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保
ご ひつよう じあん しない にゅうしょせつとう れんけい
護が必要な事案については、市内の入所施設等との連携によ
すみ ほご おこな
り、速やかな保護を行います。

ほか 세미나 とう かいさい けいはつり ふれっと はいふとう
その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等に
しょう しゃぎやくたいぼうし かん ふきゅう けいはつ おこな ぎやくたい
より、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待
よぼう そうきはっけん つと
予防や早期発見に努めます。

◆ ぎやくたいぼうしねっとわーくかいぎ かいさい しんき
虐待防止ネットワーク会議の開催（新規）

しょう しゃ ぎやくたいぼうし ぎやくたい う しょう しゃ じんそく
障がい者の虐待防止や虐待を受けた障がい者を迅速か
てきせつ しえん かんけいきかん みんかんだんたい しょくいん
つ適切に支援するために、関係機関や民間団体の職員を
めんばー ぎやくたいぼうしねっとわーくかいぎ せっち れんけい
メンバーとした「虐待防止ネットワーク会議」を設置し連携
きょうか はか
強化を図ります。

だい しょう しょう しゃけいかく しさくてんかい しさくぶんや
第4章 障がい者計画の施策展開（施策分野）

ぶんや く しえん
分野1 暮らしの支援

げんじょう かだい
<現状と課題>

ふくし さーびす たい にーず たようか ともな ここ けーす に
 福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに
 おう しえん らいふ すてーじ おう いっかん しえん もと
 応じた支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められてい
 るほか、これからのちいきふくし にな じんざい いくせい もと
 地域の福祉を担う人材の育成が求められています。

いりょうてきけ あ ひつよう しょう ひと じゅうどしょう
 医療的ケアを必要としている障がいのある人や、重度障がいのあ
 る人、発達障がいのある人、重複障がいのある人など、さまざまなしえん
 支援を必要とする人が地域で生活していくための支援体制や、障がいの
 ある人が高齢になってもちいき あんしん く
 地域で安心して暮らすことができるような
 しえんたいせい じゅうじつ ひつよう
 支援体制を充実させる必要があります。

ねんどしょう じしゃじったいとうちょうさ
<2016年度障がい児者実態等調査から>

きぼう せいかつ
 希望する生活のためにあればいいこと

- 高齢になってもあんしん せいかつ しょう しゃちょうさ
 生活できること（障がい者調査
 54.4%、障がい児調査 31.3%、難病患者調査 47.2%）
- こま そうだん おし ばしょ しょう しゃちょうさ
 困ったときに相談できて教えてくれる場所（障がい者調査
 36.3%、障がい児調査 31.3%、難病患者調査 32.4%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと じ こけてい じ こせんたく そんちょう ここ
基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々の
 にーず たいおう しえんたいせい せいび さーびす ていきょうきばん
 ニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤
 いっそう じゅうじつ はか
 の一層の充実を図ります。

きほんほうしん しょう ひと ちいき あんしん く
基本方針2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる
 よう、かんけいきかん じぎょうしゃ ぼらんてい あとう ちいき しゃかい
 よう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の社会

しげん かつよう らいふすてーじ おう きめ
 資源の活用により、ライフステージに応じた切れ目のな
 そうだんしえん さーび すていきょうたいせい じゅうじつ はか
 い相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

◆基本施策

- 基本施策1 ここに—ず たいおう しえんたいせい さーび すていきょうきばん せいび
 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 基本施策2 しせつにゆうしょしゃ せいしんかびょういんにゆういんかんじゃ ちいきせいかつ いこうすいしん
 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 基本施策3 ふくしょうぐ ふきゅうそくしん りようしえん けんきゅうかいはつしえん
 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 基本施策4 ちいきふくし にな じんざいいくせい かくほ
 地域福祉を担う人材育成・確保

基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- しょうがいしゃ そうごうしえんほう じどうふくしほう もと しょうがいふくし さーび すとう
 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の
 えんかつ ていきょう つと
 円滑な提供に努めます。
- ここに—ず たいおう らいふすてーじ おう いっかん しえん
 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができ
 そうだんしえんたいせい かんけいきかん れんけい じゅうじつ はか ぼらん
 るよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボラン
 てい あとう ちいきしげん かつよう しえんたいせい じゅうじつ つと
 ティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- じゅうどしょう ひと いりょうてきけ あ ひつよう しょう ひと
 重度障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある人に
 たい しえん じゅうじつ けんとう すす
 対する支援の充実にについて検討を進めます。
- しょう ひと かぞく かた たい かんけいきかん
 障がいのある人だけではなくその家族の方に対しても、関係機関の
 れんけい はか しえん じゅうじつ つと
 連携を図りながら、支援の充実に努めます。
- はったつしょう ひと たい ここ とくせい おう しえん てきせつ
 発達障がいのある人に対して、個々の特性に応じた支援が適切に
 おこな しえんたいせい じゅうじつ つと
 行われるよう、支援体制の充実に努めます。
- なんびょうかんじゃ たい かんけいきかん れんけい なんびょうとう とくせい いちにち
 難病患者に対して、関係機関と連携しながら、難病等の特性（一日
 なか びょうじょう へんか しんこう ふくし に—ずとう おう しょうがいふくし
 の中での病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に応じた障害福祉
 さーび すとう ていきょう つと
 サービス等の提供に努めます。
- しょう ひと こうれい ちいき あんしん せいかつ
 障がいのある人が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、

ちいきせいかつしえんぎよてんとう せいび ひつよう しえんたいせい じゅうじつ はか
地域生活支援拠点等の整備など、必要な支援体制の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆相談支援事業の充実

さっぽろし けいかくそうだんしえんとう おこな していそうだんしえんじぎょうしょ なか
札幌市では、計画相談支援等を行う指定相談支援事業所の中
から、「札幌市障がい者相談支援事業所」と「基幹相談支援
センター」を運営する事業所を指定して委託実施しています。

さっぽろししょう しやそうだんしえんじぎょうしょ せんもんけんしゅう
「札幌市障がい者相談支援事業所」においては、専門研修を
修了した相談員が、障がいのある人やその家族、関係機関等
からの相談に応じます。また、地域支援員を配置して、区役所を
はじめとする地域の関係機関や福祉関係者との連携を図るほか、
ちいき せいかつ しょう ひと ぴあさぽーター たい さい
地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置
し、当事者主体による活動を支援しています。

きかんそうだんしえん せんたー さっぽろししょう しやそうだん
「基幹相談支援センター」においては、「札幌市障がい者相談
支援事業所」に対する専門的な支援、計画相談支援や地域移行・
ちいきていちゃくしえん すいしん ぴあさぽーター かつどうしえん おこな
地域定着支援の推進、ピアサポーターの活動支援を行って
います。

かくそうだんしえんじぎょうしょ れんけい ぎょうせい かんけいきかんとう さまざま ぶんや
各相談支援事業所の連携や、行政・関係機関等の様々な分野
との協力、役割分担の在り方について検討しながら、障がい
のある人が地域で安心して生活することができるよう、相談
しえんじぎょうしょ じゅうじつ はか
支援事業所の充実を図ります。

⇒ 障がい福祉計画の部もご覧ください。

◆自立支援協議会の運営及び実効性のある取組の強化

かくぶかい ちいきぶかい せんもんぶかい ちゅうしん こべつ にーす ちいき
各部会(地域部会、専門部会)を中心に、個別のニーズから地域

課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。

また、各プロジェクトチームや各部会を含め、地域課題の解決に向けた組織体制により、施策への意見反映など、実行性のあ
る取組を進めていきます。

- ◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供
障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービスの提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられたサービスについても、同様に円滑な提供に努めます。
また、障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます。

⇒ 障がい福祉計画の部もご覧ください。

- ◆ 重度障がいのある人に対する支援
在宅で生活する重度障がいのある人が地域住民等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給するパーソナルアシスタンス事業の実施など、重度障がいのある人が地域で安心して暮らしていくことができるよう、個々の状況やニーズに対応したきめ細かな支援の提供に努めます。

- ◆ 重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある人に対する地域生活支援の充実の検討

じゅうど しょう ひと いりょうてきけ あ ひつよう しょう
重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある
ひと あんしん にちちゅうかつどうとう さんか じゅうじつ ちいきせいかつ
人が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活
おく ことができるよう、しえん にな じんざい いくせい ぶんく
を送ることができるよう、支援を担う人材の育成も含め、
さーび すていきょうきばん せいび けんとう
サービス提供基盤の整備について検討します。

◆ しょう ひと こうれいか たい しえん けんとう
障がいのある人の高齢化に対する支援の検討

こうれいか しんしん きのう ていか ひと ちいき あんしん せいかつ
高齢化により心身の機能が低下した人が地域で安心して生活
できるよう、ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび しょうがいしゃ
地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者
そうごうしえんほう かいごほけんほう さーび す ちゅうしん ほらんていあとう
総合支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等
ちいきしげん かつよう しえんたいせい かた
の地域資源も活用するなど、支援体制のあり方について
ひ つづ けんとう しえん じゅうじつ ほか
引き続き検討し、支援の充実を図ります。

また、あら もう きょうせいがた さーび す どうにゅう
また、新たに設けられた共生型サービスの導入をはじめ、
こうれいしょう しゃ かいごほけん さーび す えんかつ りよう けんとう
高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用について検討
します。

※ きょうせいがた さーび す
共生型サービス

へいせい ねんど しょうがいふくし さーび す じぎょうじょう
平成30年度から障害福祉サービス事業所等であれば、
かいご ほけん じぎょうじょう してい う とくれい
介護保険事業所の指定も受けやすくなる特例が
もう
設けられます。

◆ ほらんていあとう ちいきしげん かつよう しえんたいせい じゅうじつ けんとう
ボランティア等の地域資源を活用した支援体制の充実の検討

しょう ひと ちいき あんしん せいかつ
障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、
ほらんていあとう ちいきしげん かつよう しえんたいせい かた
ボランティア等の地域資源を活用した支援体制のあり方につい
けんとう
て検討します。

◆ 発達障害者支援体制整備事業

個別支援ファイル(サポートファイルさっぽろ(※1))の活用
促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター(※2)等の活用
による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、
発達障がいのある人が社会で十分活躍できるよう、支援の
体制づくりに取り組めます。

また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の
発達障がい者の特性に応じた支援が適切に行われるよう、
福祉サービス事業所等に対し、二次障害、行動障害があるな
ど支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整な
どの機関支援を行います。

※1 サポートファイルさっぽろ

札幌市が作成したファイルで、保護者が子どもの成長を
記録し、関係者がその子どもの個性や特徴、これまでの発達
の経過を共通理解するためのもの。

※2 ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験を活かして、同じ
悩みを持つ親たちの気持ちに寄り添い、相談を受けたり関係
機関の紹介などを行ったりする先輩親のこと。

◆ 専門機関や住民主体の組織を包括的に結び付ける仕組みの検討(新規)

社会福祉法の改正により、市町村は、地域住民及び関係機関
による地域福祉推進のための相互協力が円滑に行われ、地域
における地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供され
るよう、体制整備に努めることとされています。

札幌市においても、複合的な課題や制度の狭間などの課題を抱える世帯に連携して対応できる支援体制を整備していくため、既存の専門機関や地域住民主体の組織などを包括的に結びつける仕組みについて今後検討を進めます。

基本施策 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

<重点取組>

◆ 地域移行支援・地域定着支援

入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。

⇒ 障がい福祉計画の部もご覧ください。

◆ 自立生活援助（新規）

施設入所支援や共同生活援助などを利用して一人暮らしを希望する障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問のほか、相談や助言等を行う新たな障害福祉サービスについても、他のサービスと同様に円滑な提供に努めます。

⇒ 障がい福祉計画の部もご覧ください。

◆グループホーム等の整備推進

グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。

⇒ 障がい福祉計画の部もご覧ください。

◆入所施設等との情報共有・連携

施設入所者の意向等を尊重した地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係機関による協議の場の設置（新規）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクトにおける議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議の場を設置し、検討を進めます。

⇒ 障がい福祉計画の部もご覧ください。

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・開発支援

- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 札幌市内の中小企業者等が行う、健康・福祉関連分野等の新製品・新技術の開発を促進します。

<重点取組>

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。

⇒ 障がい福祉計画の部もご覧ください。

◆福祉用具の普及（展示など）

身体に障がいのある人が用いる補装具、日常生活用具、自助具等の普及を目的に福祉用具の常設展示コーナーを設け、福祉用具に関する各種相談に応じるなど、普及に努めます。

基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

<重点取組>

◆障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施（新規）

ふくし かいごさーびす ぶんや ひとでぶそく じょうきょう こうりよ
福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、
じぎょうしょ あんていきょうんえい かくほ しょうがいふくし さーびす じぎょうしょ
事業所の安定的運営を確保するため、障害福祉サービス事業所
とう たい しえん じっし
等に対し支援を実施します。

◆ 福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施

ふくし さーびす ていきょう じぎょうしゃとう たい けんしゅう じっし
福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に
かか ぎじゅつてき しえん しつ こうじょう はか もくてき けんしゅう
係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を
じっし
実施します。

◆ 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業

みらい えがお かつどうすいしんじぎょう
区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの
すいしん もくてき く そういくふう さいりょう しょう
推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのあ
ひと しみん しゅたいてき おこな ちいきかだいはいけつ む とりくみ
る人をはじめ市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に
たい しえん おこな
対する支援を行います。

ぶんや ほけん いりょう すいしん
分野2 保健・医療の推進

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

こどもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病の早期発見が図られる体制や、きめ細かな相談を受けられる体制が必要です。

障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を、医療機関に対して一層求める必要があります。

精神に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があると考えられます。また、精神障がい者に対する医療費について、その負担軽減を求める声が寄せられています。

あわせて、難病患者についても、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、地域で安心して療養しながら暮らし続けることができるよう、医療との連携を基本に、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん けんこう かくしゅけんさ かん ふきゅう けいはつ すいしん しょう
基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育を図ります。

きほんほうしん なんびょうかんじゃ ふく しょう ひと たい ほけん いりょう
基本方針2 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

◆^{きほんしさく}基本施策

- 基本施策1 ^{しょう げんいん しっぺい よぼうたいさく そうきはっけん} 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見
- 基本施策2 ^{しょう たい てきせつ ほけん いりようさーびす じゅうじつ} 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 基本施策3 ^{せいしんほけん いりよう じゅうじつ} 精神保健・医療の充実
- 基本施策4 ^{なんびょう かん ほけん いりようしさく すいしん} 難病に関する保健・医療施策の推進

◆^{きほんしさく}基本施策1 ^{しょう げんいん しっぺい よぼうたいさく そうきはっけん} 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見

- ^{ほけん いりよう ふくし れんけい しょう げんいん しっぺい よぼう そうき} 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期
^{はっけん はか} 発見を図ります。

<^{じゅうてんとりくみ}重点取組>

◆^{にんぶしえんそうだんじぎょう}妊婦支援相談事業

^{にんしんとどけでしょ ていしゆつ ぜんにんぶ たいしやう しょう げんいん} 妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因
^{しっぺい よぼうおよ しゅっさんご じどうぎやくたいよぼう ぼし} となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子
^{けんこうてちやうこうふじ にんぶ めんせつ りすくあせすめんと きき} 健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機
^{ひょうか じっし はいりすくにんぶ そうきはあく あんしん} 評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・
^{あんぜん にんしん しゅっさん けいそくてき しえん おこな} 安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

◆^{ほしかんれんますすくりーにんぐけんさ}母子関連マススクリーニング検査

^{しんせいじ にゅうじ たいしやう しょう げんいん しっぺい そうき} 新生児や乳児を対象にした障がいの原因となる疾病を早期
^{はっけん はっしょう みぜん ほうし ますすくりーにんぐ} に発見し、発症を未然に防止するためのマススクリーニング
^{けんさ しゅうだんけんさ にんぶ たいしやう こうじょうせんきのうけんさ おこな} 検査（集団検査）や、妊婦を対象にした甲状腺機能検査を行
^{そうきちりやう むす ほしほけんじやうほう きやうゆう} い、早期治療に結びつけます。また、母子保健情報を共有す
^{いりようきかん かんれんだいがくいがくぶ ほけんじよ ほけんせんたー} るとともに、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センター
^{えいせいけんきゅうしよ きんみつ れんけい じんそく てきせつ かんじゃ} および衛生研究所との緊密な連携により、迅速かつ適切な患者

の診断・治療に結びつけていきます。

◆乳幼児健康診査

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児
の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、
視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切な
指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、
育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を
図ります。

基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする
各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実
を図ります。
- 精神障がいのある人や、医療的ケアが必要な重度障がいのある人、
や医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に対する保健・
医療・福祉の連携体制の充実を図ります。
- 札幌市の実情に応じた望ましい医療体制の構築に向けた取組を進
めます。

＜重点取組＞

◆自立支援医療費の支給

障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、
自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援

いりょうひ てきせつ しきゅう おこな
医療費の適切な支給を行います。

また、じりつしえんいりょう かか てきせい ひょうふたん かた
自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、
しょう しょう ひと いりょうひ ふたんけいげん はか くに
障がいのある人の医療費の負担軽減が図られるよう、国に
たい はたら
対して、働きかけていきます。

◆ じゅうどしんしんしょう しゃいりょうひじょせい
重度心身障がい者医療費助成

じゅうどしんしんしょう ひと たい いりょうひ いちぶ じょせい
重度心身障がいのある人に対して医療費の一部を助成する
ことで、じゅうどしんしんしょう ひと ほけん こうじょう きよ
重度心身障がいのある人の保健の向上に寄与すると
ふくし そうしん はか
ともに福祉の増進を図ります。

◆ じゅうど しょう ひと いりょうてきけ あ ひつよう しょう ひと
重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある人に
たい ちいきせいかつしえん じゅうじつ けんとう さいけい
対する地域生活支援の充実の検討（再掲）

⇒ ●● ページ参照

◆ いりょうけいかく すいしん
さっぽろ医療計画2018の推進

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい じつげん
市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に
む いりょう ほけん しすてむ かくりつ きほんりねん いりょう
向けた医療・保健システムの確立を基本理念とするさっぽろ医療
けいかく もと きほんりねん じつげん む しさく すいしん
計画2018に基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に
と くと
取り組みます。

きほんしさく せいしんほけん いりょう じゅうじつ
基本施策3 精神保健・医療の充実

- つういん せいしんかいりょう かか じりつしえんいりょうひ しきゅう おこな せいしん
通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に
しょう しょう ひと たい いりょう あんていてきていきょう つと
障がいのある人に対する医療の安定的提供に努めます。
- せいしんかいりょう きゅうきゅういりょうたいせい じゅうじつ はか
精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- せいしん しょう しょう ひと かぞく たい そうだんしえんたいせい じゅうじつ
精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を

はか
図ります。

- 児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える子どもや、発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、障がいのある方の医療費の負担軽減を図られるよう、国に対して働きかけていきます。

◆精神科救急情報センター運営

精神障がいのある人やその家族から、電話により精神科受診に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図ります。

◆ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を減らすため、面談や電話による相談支援、市民一人ひとりが「ゲートキーパー」（※）になることを目指した人材養成等の

かくじぎょう おこな
各事業を行います。

※ ゲートキーパー

なや ひと き こえ はなし ひつよう しえん
悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援
みまも ひと とくべつ しかく
につなげ、見守る人のことです。特別な資格はいりません。

◆ せいしんかきゅうきゅういりようたいせい あんていてきていきょう
精神科救急医療体制の安定的提供

きんきゅうてき せいしんかいりよう ひつよう しみん じんそく てきせつ い
緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医
りよう う せいしんかきゅうきゅういりようたいせい あんていてき
療を受けることができるよう、精神科救急医療体制の安定的
いじ ていきょう つと
な維持と提供に努めます。

◆ さっぽろこどもの心の診療ネットワーク事業の推進

かんけいきかん しみん いらい う てきせつ いりようきかんとく あんない
関係機関や市民からの依頼を受け、より適切な医療機関等を案内
(コンシェルジュ) します(さっぽろこどものコンシェルジュ事業)。

ほっかいどうだいがく きょうどう かんけいきかん れんけいたいせい ぜんたいかんり
また、北海道大学と共同で、関係機関の連携体制について全体管理を
おこな けんしゅうかい じっし いがくてきしえん じんざいいくせい おこな
行うとともに、研修会を実施するなど、医学的支援・人材育成を行います
(さっぽろこどものこころの連携チーム事業)。

基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

- なんびょうかんじゃ いりようさーびす う ちいき あんしん せいかつ
難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活を
していけるよう、いりようひふたん けいげんとく はか かそく ぶく
医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた
そうだんしえんたいせい じゅうじつ はか
相談支援体制の充実を図ります。
- なんびょう かか ちしきとう かんじゃほんにん かそく ひろ しみん
難病に係る知識等について、患者本人や家族だけでなく、広く市民
しゅうち はか
へ周知を図ります。
- なんびょうかんじゃ ひつよう しょうがいふくしきーびす りよう かんけい
難病患者が、必要な障害福祉サービスを利用できるよう、関係

きかん れんけい せいどしゅうち はか
機関と連携しながら、制度周知を図ります。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆ 特定医療費（指定難病）医療費助成

とくていいりょうひ していなんびょう いりょうひじよせい
難病患者の良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持
なんびょうかんじゃ りょうしつ てきせつ いりょう かくほ りょうようせいかつ しつ いじ
向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。
こうじょう はか していなんびょう かん いりょうひ いちぶ じよせい

◆ 難病相談支援センター事業

なんびょうそうだんしえんせんたーじぎょう
難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や
なんびょうかんじゃ かぞくとう そうだん おう ひつよう じょうほう ていきょう
助言、地域交流活動の推進や、当事者主体の活動の支援等を行う
じよげん ちいきこうりゅうかつどう すいしん とうじしやしゆたい かつどう しえんとう おこな
難病相談支援センターを設置します。
なんびょうそうだんしえんせんたーせっち

◆ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

ざいたくじんこうこきゅうきしやうかんじゃしえんじぎょう
在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が必要とする看護に
ざいたく じんこうこきゅうき しやう なんびょうかんじゃ ひつよう かんご
ついて、診療報酬とは別に訪問看護を実施することにより、在宅
しんりょうほうしゅう べつ ほうもんかんご じっし ざいたく
療養を支援するとともに、適切な医療の確保を図ります。
りょうよう しえん てきせつ いりょう かくほ はか

◆ 札幌市難病患者等地域支援対策推進事業（一部新規）

さっぽろしなんびょうかんじゃとうちいきしえんたいさくすいしんじぎょう いちぶしんき
難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な在宅療養
なんびょうかんじゃ かぞくとう りょうようじょう ふあんかいしょう はか てきせつ ざいたくりょうよう
支援を行えるよう、保健センター職員による面接・訪問相談や、難病に
しえん おこな ほけんせんたーしょくいん めんせつ ほうもんそうだん なんびょう
関する専門の医師、理学療法士等による相談事業を実施します。
かん せんもん いし りがくりょうほうしどう そうだんじぎょう じっし

また、平成30年度中に、難病患者の支援体制の整備等について、関係
へいせい ねんどちゅう なんびょうかんじゃ しえんたいせい せいびどう かんけい
機関にて協議を行う難病対策地域協議会を設置します。
きかん きょうぎ おこな なんびょうたいさくちいききょうぎかい せっち

◆ なんびょうかんじゃとうち いきけいはつじぎょう
難病患者等地域啓発事業

なんびょうかんじゃ かぞくとう なんびょう かん ちしき ぎじゅつ しゅうとく
難病患者やその家族等が、難病に関する知識や技術を習得することに
ちいき なんびょうかんじゃ りょうようせいかつかんぎょう せいび
より、地域における難病患者の療養生活環境を整備します。

ぶんや りょういく きょういく じゅうじつ
分野3 療育・教育の充実

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

しえん ひつよう こ こそだ ふあん かか おや しんじょう
支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える親の心情に
よ そ たようか にーず ふまえ かんけいきかん れんけい もと
寄り添いながら、多様化するニーズを踏まえ、関係機関の連携の下、
ここ じょうたい らいふすてーじ おう しえん と く ひつよう
個々の子どもの状態やライフステージに応じた支援に取り組む必要
があります。

さら じゅうど ちょうふくしょう こ いりょうてきけ あ ひつよう
更に重度・重複障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする
こども ふく しょう こ ようちえん ほいくえん じどうかいかん
子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館な
どにおいても、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに
す たいせい つと ひつよう
に過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

また、しょう がいのあるこどもが、す な ちいき がっこう ひとり
また、障がいのある子どもが、住み慣れた地域や学校で、一人ひ
とりの にーず におう てきせつ しえん こりつ
とりのニーズに応じた適切な支援が受けられ、孤立することなく、
しゃかい いちいん つつ ささ あ かんきょう すす ひつよう
社会の一員として、包み支え合う環境づくりを進める必要がありま
す。

しょう がいのあるこども ほんにん たい しえん おや たい せいしんてき
障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的
なフォローを行うなど、りょういくめん そうだんしえんたいせい じゅうじつ
療育面での相談支援体制を充実させること
ひつよう いけん よ
が必要との意見が寄せられております。

ねんどしょう じしやじつたいとうちょうさ
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

こんご きょういく りょういく ちから
今後の教育や療育について力をいれるべきこと

- しょう おう きょういくないよう じゅうじつ しょう じちょうさ
・障がいに応じた教育内容の充実（障がい児調査 42.3%）
- ぎ む きょういくしゅうりようご しんろ しゅうしょくさき かくほ しょう じちょうさ
・義務教育終了後の進路（就職先）の確保（障がい児調査 41.8%）
- つうじょう がっきゅう ほいくじょ ようちえん うけいれ じゅうじつ しょう じちょうさ
・通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実（障がい児調査 30.5%）

◆基本方針

基本方針1 母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係
機関の連携の下、乳幼児期から成人期までの一貫した支援
体制の充実を図ります。

基本方針2 障がいのある子どもが個々のニーズに応じた適切な支援
を受けながら、障がいのない子どもとともに、住み慣れた
地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

◆基本施策

基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実

基本施策2 療育の充実

基本施策3 学校教育の充実

基本施策4 成人期への移行支援

基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実

○ 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な
関係機関が相互に連携しながらライフステージに応じた支援体制の
充実を図ります。

○ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援を含め、
多様化する障がいのある子どもや保護者へのニーズにどのように対応
していくか、札幌市における障がい児支援体制の在り方について検討
します。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆ 障がい児地域支援マネジメント事業（新規）

じどうはったつしえんせんたー しょう じしえんまねーじゃー はいち
児童発達支援センターに障がい児支援マネージャーを配置し、
りょういく かん じょうほうはっしん しょう じつうしょしえんじぎょうしょ
療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所への
しえん じよげん かんけいきかん しえんちょうせい おこな じどうはったつ
支援・助言、関係機関の支援調整を行うことで、児童発達
しえんせんたー きのおきょうか じゅうじつ はか
支援センターの機能強化、充実を図ります。

◆ 医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等への支援体制の
けんとう しんき
検討（新規）

いりょうてき あ ひつよう しょう こ どう しえん おこな
医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等の支援を行
しえんいん ほごしゃ そうだん う そうだんいん ふ
う支援員や保護者からの相談を受ける相談員を増やすための
けんしゅう じっし けんとう
研修の実施を検討します。

その他、いりょうてき あ ひつよう しょう こ
医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの
しえん あ かた いりょう ほけん ほいく きょういく ふくしかんけいしゃ
支援の在り方について、医療、保健、保育、教育、福祉関係者に
よるきょうぎ ば ぎろん ふ ひ つづ けんとう
よる協議の場における議論も踏まえながら、引き続き、検討して
いきます。

◆ ようじきょういくそうだん
幼児教育相談

はったつ しんぱい ようじ こそだ かん ようじきょういくせんたー
発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センター
らいしょそうだん かかく しりつようちえん かいじょう
における来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とした
ちいききょういくそうだん じっし
「地域教育相談」を実施します。

◆ じどうふくしそうだん しえんたいせい きょうか
児童福祉相談・支援体制の強化

じどうそうだんじょ しせつ せつび かくじゅう せんもんしよく そういん しや
児童相談所の施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に

入れた機能強化を進めるほか、児童福祉に関する様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

また、平成29年4月に策定した「第二次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童相談所と各機関の役割分担や情報共有の在り方を整理します。

◆子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに関わる様々な悩みを受けるとともに、救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間の調整等を行います。

基本施策2 療育の充実

- 子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのある子どもが、孤立することなく、社会の一員として包み支え合い、障がいのない子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。
- 子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策など他の子ども関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、児童発達支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）、札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、札幌市児童相談所

とう れんけい じゅうそうてき しえん すいしん
等との連携による重層的な支援を推進します。

- しょうがいじにゆうしょせつ ぎゃくたい う しょう じ たいおう ぶん
障害児入所施設において、虐待を受けた障がい児への対応を含め、
さまざま に 一 す たいおう はか
様々なニーズへの対応を図ります。

じゅうてんとりくみ <重点取組>

- ◆ りょういくしえん じゅうじつ りょういくしえんじぎょう せんてんせいしょう じ そうきりょういく
療育支援の充実（療育支援事業、先天性障がい児早期療育
じぎょう
事業）

にゅうようじけんこうしんさとう つう はったつ しんぱい こ たいしょう
乳幼児健康診査等を通じて、発達に心配のある子どもを対象
に、こ 子どもの じょうたい おう りょういく じっし どうじ ほごしゃ
子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に、保護者の
ふくざつ ぶんあん きも う と しょう き
複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるよう
はたら たら ここ こ あ しんろ とも かんが ひつよう じょうほう
に働きかけ、個々の子どもに合った進路を共に考え必要な情報
ていきょう
を提供します。

また、せんてんせいしょう にゅうようじ ほごしゃ ぶんあん
また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な
きも う と こ しんしん はったつ うなが いくじ
気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児
ぜんぱん ひつよう じょうほう ていきょう おこな
全般に必要な情報の提供を行います。

- ◆ しょうがいじつうしょしえん さ ー び す えんかつ ていきょうおよ しつ かくほ
障害児通所支援サービスの円滑な提供及び質の確保

じどうふくしほう もと みちか ちいき つうしょ しえん
児童福祉法に基づき、身近な地域における通所を支援する
じどうはったつしえん ほうかごとう いばしよ そくしん ほうかごとう
「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりを促進する「放課後等
ていさーびす ほいくしょう あんてい りよう そくしん
デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための
ほいくしょうほうもんしえん えんかつ ていきょう
「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

くに さくてい ほうかごとうていさーびすがいどらいん
また、国が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」や
じどうはったつしえん がいどらいん かつよう そくしん かくじぎょうしょ
「児童発達支援ガイドライン」の活用を促進するなど、各事業所
しつ かくほおよ こうじょう つと
の質の確保及び向上に努めます。

◆札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）の機能の充実
医療・福祉の両面から、子どもや家族に対する総合的かつ適切な支援を提供することを目的に、子ども発達支援総合センターを開設しました。

このセンターは、児童精神科や肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科などを持つ医療部門に加え、児童心理治療センターや自閉症児支援センターの入所部門、就学前の子どものための通所部門（医療型及び福祉型児童発達支援センター）があり、それぞれの部門が連携・協働しながら支援をしています。

また、子どもに対する総合的な支援とともに、札幌市全体の子どもの支援体制の向上に向け、関係機関との連携や人材育成など、地域に対する支援を強化していきます。

◆児童発達支援センターの機能充実

児童福祉法に基づき、主に未就学の障がい児に対する身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、地域の障がい児や保護者に対して支援を行います。

また、地域における中核的支援施設として、児童発達支援事業所等との連携による療育機能の質の向上を図ります。

また、公立の児童発達支援センターについては、更なる機能の充実を目指し、その将来的な在り方に関して、利用者や、外部有識者を交え、検討します。

◆私立幼稚園等における特別支援教育の推進

私立幼稚園等で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な

うけい そくしん ようじきょういくしえんいん しりつようちえんとう ほうもん
受入れを促進するため、幼児教育支援員が私立幼稚園等を訪問
こべつ しどうけいかく さくせいしえん きょういんそうだん とくべつしえんだんとうしゃ む
し、個別の指導計画の作成支援や教員相談、特別支援担当者向け
けんしゅうかい じっし とくべつしえんきょういく じゅうじつ はか
研修会を実施するなどして特別支援教育の充実を図ります。

◆ しょう じほいく じっし しょう じほいくじゅんかいしどう
障がい児保育の実施と障がい児保育巡回指導

ほいく ひつよう しんしん しょう じどう しょう
保育が必要な心身に障がいのある児童を、障がいのない
じどう しゅうだんほいく せいちょうはったつ そくしん
児童とともに集団保育することにより、成長発達を促進する
じどうふくし ぞうしん はか じっしほいくしよ
とともに、児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、
しょう じほいく じゅうじつ はか りんしょうはったつしんりし せんもんいん
障がい児保育の充実を図るため、臨床発達心理士など専門員
じゅんかいしどう おこな ひつよう おう ほいくしゃ ほごしゃ
による巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に
たい しどう じょげん おこな
対して指導、助言を行います。

◆ ほうかごじどうくらぶ しょう じ うけい
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ

しょう じどう けんぜんいくせいおよ ほごしゃ たい しえん
障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援とし
しょう じどう うい かん しどういん かはい
て、障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配でき
るようにするなど、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、
しょう じどう おな じどうかいかんおよ み にじどうかいかん
障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童会館を
りよう かんきょう すす
利用できる環境づくりを進めます。

また、みんかんじどういくせいかい ほごしゃ しゅうろう しょう
民間児童育成会についても、保護者が就労している障
じどうとう とうろく ばあい じょせいきん かさん
がいのある児童等を登録している場合は助成金を加算するなど、
かくかい うけい そくしん はか
各会における受入れの促進を図ります。

きほんしさく がっこうきょういく じゅうじつ
基本施策3 学校教育の充実

○ とくべつ きょういくてきしえん ひつよう じどうせいと ちいき がっこう まな
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、

きょういくかんきょう せいび すいしん
教育環境の整備を推進します。

○ 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。

○ 障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを進めていきます。

＜重点取組＞

◆一人ひとりが学び育つための教育的支援の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」(※1)や、「学びのサポーター」(※2)の活用により一人一人の障がいの状態や教育ニーズに応じた教育的支援の充実を図ります。

※1 サポートファイルさっぽろ

⇒ ●●ページ参照

※2 学びのサポーター

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教員の補助として、学校生活及び学習を行ううえで必要となる支援を行う有償ボランティア。

◆地域で学び育つための教育環境の整備(一部新規)

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、特別支援学級や

つうきゅうしどうきょうしつ せいび すいしん
通級指導教室の整備を推進します。

また、市立高校における通級指導の導入について検討します。

基本施策4 成人期への移行支援

- ハローワークなどの関係機関との連携の下、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 卒業後も社会生活によりよく対応できるよう、学びの機会や学びの場の充実について検討します。

＜重点取組＞

◆市立高等支援学校における教育の充実

市立高等支援学校において、就労促進を図るための教育内容の見直し等について検討を進めます。

また、平成29年に新たに開設した市立札幌みなみの杜高等支援学校と、市立札幌豊明高等支援学校が相互に連携し、共同学習等による就労支援体制の充実を図るよう努めます。

ぶんや 　 こよう 　 しゅうろう 　 そくしん
分野4 　 雇用・就労の促進

げんじょう 　 かい
＜現状と課題＞

しょう 　 しゃこよう 　 そくしん 　 くに 　 しょう 　 しゃこようしきく 　 ちゅうしん
障がい者雇用の促進に向けては、国の障がい者雇用施策を中心
に、かんけいきかん 　 れんけい 　 とく 　 く 　 ひつよう
に、関係機関が連携して取り組む必要があります。

しょう 　 ひと 　 あ 　 まえ 　 はたら 　 きぎょうとう 　 たい 　 しょう
障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい
しゃこよう 　 じょうほうていきよう 　 じゅうじつ 　 りかいそくしん 　 はか 　 こよう
者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の
ば 　 かくほ 　 む 　 とりくみ 　 もと
場の確保に向けた取組が求められています。

また、しゅうろうご 　 はっせい 　 せいかつめん 　 かいとう 　 たいおう
就労後に発生する生活面の課題等にも対応できるよう、
じぎょうしょ 　 かぞく 　 れんらくちょうせいとう 　 しえん 　 ひつよう
事業所や家族との連絡調整等の支援が必要となっています。

ひ 　 つづ 　 しゅうろうしえんじぎょうしょ 　 ふくしてきしゅうろう 　 ば 　 じゅうじつ 　 こうちん
引き続き、就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃
すいじゆん 　 こうじょう 　 もと
水準の向上が求められています。

ねんどしゅう 　 じしゃじったいとうちようさ
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

しごと 　 つづ 　 はじ 　 ひつよう
仕事を続ける（あるいは始める）うえで必要なこと

- ・ じぶん 　 あ 　 しごと 　 はたら 　 ば 　 み
自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある

しょう 　 しゃちようさ 　 なんびょうかんじゃちようさ
（障がい者調査 39.9%、難病患者調査38.9%）

- ・ きんむじかん 　 ちょうせい 　 しょう 　 しゃちようさ 　 なんびょうかんじゃ
勤務時間が調整できる（障がい者調査 29.7%、難病患者
ちようさ
調査45.4%）

- ・ しょくば 　 しごと 　 しえん 　 しょう 　 しゃちようさ
職場で仕事がしやすいよう支援してくれる（障がい者調査
なんびょうかんじゃちようさ
28.6%、難病患者調査 29.6%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん 　 しょう 　 ひと 　 あ 　 しゅうろうしえん 　 こよう
基本方針1 　 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・

ふくし きょういくとう かんけいきかん れんけい とく く しえん
 福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の
 じゅうじつ きょうか はか
 充実・強化を図ります。

きほんほうしん しょう ひと いっぱんしゅうろう いこう すいしん こよう
 基本方針2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の
 ていちゃく はか ふくしてきしゅうろう しえん じゅうじつ こうちん
 定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃
 すいじゆん こうじょう はか
 水準の向上を図ります。

◆基本施策

きほんしさく こ こ しょう とくせい に ー ず たいおう しゅうろうそうだんしえん
 基本施策1 個々の障がい特性やニーズに対応した就労相談支援
 たいせい じゅうじつ
 体制の充実

きほんしさく こよう ば かくじゅう いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう
 基本施策2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

きほんしさく ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう
 基本施策3 福祉的就労における工賃向上

きほんしさく しょう ひと いっぱんしゅうろう すいしん
 基本施策4 障がいのある人の一般就労の推進

◆基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

○ くに しょう しやこようすいしん かんけいきかん れんけい しょう ひと
 国の障がい者雇用推進などの関係機関と連携し、障がいのある人
 こようそくしん む そうだんしえんたいせい じゅうじつ はか
 の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

しょう ひと こよう そくしん しゅうろう あんてい はか
 障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、
 しゅうぎょう にちじょうせいかつ しえん おこな はる ー わ ー くと
 就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の
 かんけいきかん れんけい じょぶさぽーたー しえんいん
 関係機関と連携して、「ジョブサポーター」（※）や支援員によ
 こようそくしん しょくばていちゃくしえん はか
 る雇用促進・職場定着支援を図ります。

※ ジョブサポーター

しょう ひと しゅうろうしえん しょくばていちゃく はか
 障がいのある人の就労支援や職場定着を図るために、

職場に出向いて障がいのある人や雇用主に助言などを行う支援員のこと。平成29年度から1名増員し、計8名で対応。

◆ 障がい者就業支援事業

国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある人の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

- 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある人の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。
- 札幌市においても率先して障がいのある人を雇用し、障がいのある人の一般就労へのステップアップを支援します。

＜重点取組＞

◆ 障がい者協働事業

障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある人の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」の運営経費に対する補助を行います。

札幌市役所、白石区複合庁舎、札幌市社会福祉総合センターや、中央図書館のロビーに設置している「元気カフェ」は、この事業を活用して運営しています。

◆ チャレンジ雇用制度の実施（新規）

さっぽろしやくしよない あら ちてきしよう ひと せいしんしよう
札幌市役所内で、新たに知的障がいのある人や精神障がい
ひと こよう わく もう しやくしよ きんむけいけんとう
のある人を雇用する枠を設け、市役所での勤務経験等をもとに、
いっばんしゅうろう すてっぷあっぷ あとお
一般就労へのステップアップを後押しします。

◆地域活動支援センター（就労者支援型）の運営

いっばんしゅうろう しよう ひと たい しごとじよう なや
一般就労した障がいのある人に対し、仕事上の悩みや
しせいかつ かん なや そうだん う りようしやどうし こうりゆう
私生活に関する悩みの相談を受けるほか、利用者同士の交流の
ば ていきよう いっばんしゅうろう こ せいかつ そうごうてき
場を提供することにより、一般就労後の生活について総合的
しえん おこな
に支援を行います。

◆就労支援サービスの円滑な提供（一部新規）

しゅうろうしえん さーびす えんかつ ていきよう いちぶしんき
しょうがいしやそうごうしえんほう もと いっばんきぎょうとう しゅうろう きぼう
障害者総合支援法に基づき、一般企業等への就労を希望す
かた いっばんきぎょうとう しゅうろう こんなん かた ちしきおよ のうりよく
る方や一般企業等での就労が困難な方に、知識及び能力の
こうじょう ひつよう くんれん おこな しゅうろうしえん さーびす えんかつ
向上のための必要な訓練を行う就労支援サービスを円滑に
ていきよう
提供します。

あら もう しゅうろうていちゃくしえんじぎょう さーびす
また、新たに設けられた就労定着支援事業サービスについ
どうよう えんかつ ていきよう つと
ても同様に円滑な提供に努めていきます。

⇒ 障がい福祉計画の部もご覧ください。

基本施策3 福祉的就労における工賃向上

- しょうがいしやそうごうしえんほう しゅうろうしえん さーびす さっぽろしどくじ とりくみ
障害者総合支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組
しよう しやしせつ ふくしてきしゅうろう こうちん こうじょう はか
により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図りま
す。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆ 製品の販路拡大支援

ちいきかつどうしえんせんたー ちいききょうどうさぎょうじょ うんえいきょうか
地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化を
はか せいひん れべるあっぷ うんえいめん たい しどうとう おこな
図るために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行
います。

また、障がいのある人が施設等で作った製品を販売する
じょうせつてんぽ げんきしょっぷ うんえい せいひん こうにゅう
常設店舗として「元気ショップ」を運営し、製品の購入を
つう しみん しょう たい りかいそくしん しょう がいのあるひと
通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある人の
こうちん そうがく めざ
工賃の増額を目指します。

◆ 発注機会の拡充、受注調整支援(元気ジョブアウトソーシング
センター運営事業)

しょう しゃせつとう おこな せいそう いんさつ えきむていきょうさ
障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サ
ービス ふう けいさぎょう みんかんぎぎょうとう えいぎょう
ービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、
かくせつ じゅちゅうちょうせいとう おこな せんたー うんえい しょう
各施設への受注調整等を行うセンターを運営し、障がいのあ
ひと こうちんこうじょう めざ
る人の工賃向上を目指します。

◆ 障がい者施設等からの優先調達の推進

しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう もと さっぽろし しょう
障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市における障が
い者施設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局に
おいて調達を推進します。

基本施策4 障がいのある人の一般就労の推進

- 障害者総合支援法の就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の
とりぐみ しょう ひと いっぱんしゅうろう いこう すいしん
取組により、障がいのある人の一般就労への移行を推進します。

- 障がいのある人の職場実習等の機会の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆ 障がい者の就労・雇用に対する理解促進

障がいのある人の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある人、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等に対して、障がい者元気スキルアップ事業や自立支援協議会（就労支援推進部会）の活動を通して、より充実した研修を行うなど、障がい者雇用の推進を図ります。

◆ 就労に向けた訓練・就労体験

札幌市役所において、市内の特別支援学校から生徒を受け入れて、職場実習・就労体験の機会を設け、就労に向けた支援を行います。

◆ 障がい者就業体験事業

就労移行支援事業所等で就労訓練を行っている障がいのある人が企業で就業体験をすることにより、実際に働く経験を就職活動に役立てるとともに、企業側も障がいのある人を受け入れることによって、障がい者雇用について考えるきっかけを提供し、障がいのある人の一般就労を推進します。

ぶんや すぼーつ ぶんかとう しんこう
分野5 スポーツ・文化等の振興

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

みすか いし せんたく じんせい せいちょうかてい
自らの意思と選択によって、人生のあらゆる成長過程で、それぞ
れの人ひとの興味・関心きょうみ かんしんや生活領域せいかつりょういきに応じ、さまざまな活動かつどうや学習がくしゅうを
つづ じゅうよう
続けていくことが重要じゅうようです。

しょう ひと すぼーつ ぶんかげいじゅつかつどうとう おこな さい ひつよう
障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要
となる配慮はいりょや支援しえん等が提供ていきょうされるための環境かんきょうの整備せいびが求められて
います。また、活動かつどうを通じて、障がいのある人ひとと障がいのない人ひとが
こうりゅう しょう ひと たい りかい ふか じゅうよう
交流し、障がいのある人に対する理解りかいを深めることが重要じゅうようです。

とく しょう しゃすぼーつ とうきょうおりんぴっく・
とく しょう しゃすぼーつ とうきょうおりんぴっく・
ぱらりんぴっく の開催かいさいが決定けつていし、札幌市さっぽろしにおいても冬季
おりんぴっく・ぱらりんぴっく の招致しょうちを表明ひょうめいしており、障がい者
すぼーつ すその かくだい きょうぎりょく こうじょうとう かだい かいしょう
スポーツの裾野の拡大かくだいや競技力きょうぎりょくの向上こうじょうとう等の課題かだいを解消かいしょうしていく
ひつよう
必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん 1 すぼーつ ぶんかげいじゅつかつどうとう つう しょう ひと
基本方針1 スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人ひとと
しょう ひと こうりゅう きかい ていきょう しょう
障がいのない人との交流こうりゅうの機会きかいを提供ていきょうし、障がいのあ
ひと たい りかいそくしん はか
る人に対する理解促進りかいそくしんを図ります。

きほんほうしん 2 しょう しゃすぼーつ しょう しゃ ぶんかげいじゅつかつどう しえん
基本方針2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援しえんし、
しょう ひと たいりょく そうきょう こうりゅう よか じゅうじつ
障がいのある人の体力たいりょくの増強そうきょうや交流こうりゅう、余暇よかの充実じゅうじつを
はか ところゆた ちいきせいかつ しえん
図ることで、心豊かな地域生活ちいきせいかつを支援しえんします。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく 1 すぼーつ ぶんかげいじゅつかつどう しょうがいがくしゅうかつどう たい しえん
基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動しょうがいがくしゅうかつどうに対する支援たい しえん

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

- 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるように、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

＜重点取組＞

◆ 障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室、パラリンピック競技教室を開催し、障がい者スポーツの普及・振興を促進します。

◆ 障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人がスポーツを通じて、体力の維持、増進、機能回復、社会参加の推進と、障がいのある人に対する市民の理解促進を図ります。

◆ 既存体育施設のバリアフリー化の推進

障がいのある人が広く気軽にスポーツ施設を利用できるようにするため、エレベーターの設置及び身障者用多目的トイレへの改修を行います。

◆ さっぽろ市民カレッジ

市民の自己啓発や生きがいづくりを支援するとともに、学習した成果を地域社会の発展などにつなげることを目指して、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに

たいおう がくしゅうきかい ていきょう とうがいじぎょう なか しゃかいぎのう
対応する学習機会を提供します。当該事業の中で、社会技能の
こうじょう ぶんかげいじゆつかつどう し こうざ かいこう しょう
向上やまちづくり、文化芸術活動に資する講座を開講し、障
がいのある人も含め、誰もが気軽に参加できる学習・活動機会
じゅうじつ はか
の充実を図ります。

◆文化芸術活動に対する支援

しょう がいのある人を含め、しみんだれ さまざま ばめん
障がいのある人を含め、市民誰もが様々な場面において、
ぶんかげいじゆつ ぶ きかい じゅうじつ ぶんかげいじゆつかつどう たい しょう
文化芸術に触れる機会の充実や、文化芸術活動に対する支援
など、ぶんかげいじゆつしんこう かんきょう すす
など、文化芸術振興のための環境づくりを進めます。

◆障がいのある人への読書支援の推進

しんたいしょう はったつしょう さまざま しょう ひと
身体障がいや発達障がいなど、様々な障がいのある人への
どくしよしえん りよう としょかん すす
読書支援や、利用しやすい図書館づくりを進めます。

◆知的障がい者のための成人学級事業

とくべつしえんがっこうとう しゅうりょう ちてきしょう ひと しゃかいせいかつ
特別支援学校等を修了した知的障がいのある人が社会生活
たいおう しゅうだんせいかつ たいけん ば とお た
によりよく対応できるよう、集団生活や体験の場を通して、他
がっきゅうせいとう こうりゅう こうきょうまな すぽーつ ちょうり
の学級生等と交流しながら、公共マナーやスポーツ、調理な
どの実生活に即した学習を行います。

◆特別支援学校・地域連携事業

がっこう きゅうぎょうび とくべつしえんがっこう しせつ かつよう かくしゆぎょうじ
学校の休業日に、特別支援学校の施設を活用した各種行事
かいさい かくとくべつしえんがっこう とくしよく い かつどう ちいき
を開催するなど、各特別支援学校の特色を生かした活動や地域
とう こうりゅう おこな こ ちゅうしん がっこう ちいきとう
等との交流を行い、子どもを中心とした学校と地域等との
れんけい はか
連携を図ります。

◆札幌市健康づくりセンターの利用促進

障がいのある人が健康づくりに取り組む機会を提供するため、札幌市健康づくりセンターの利用を促すとともに、運動指導員や理学療法士による健康づくりの支援を行います。

分野6 安全・安心の実現

＜現状と課題＞

東日本大震災や熊本地震を教訓に、日頃からの防災対策や、災害時の安全対策についての関心が高まっており、障がいのある人をはじめ要配慮者の避難支援の取組を充実させる必要があります。

また、障がいのある人が冬期間も安心して生活できるよう、除排雪などの取組も重要となります。

さらに、地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある人の孤立を防ぐ環境をつくる必要があります。

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

防災に関して不安に感じること

- ・避難場所でうまく生活できるか不安(障がい者調査54.4%、障がい児調査76.0%、難病患者調査62.0%)
- ・一次避難場所にも福祉避難場所と同程度の設備を用意してほしい(障がい者調査45.9%、障がい児調査58.6%、難病患者調査57.4%)
- ・災害時に手助けしてくれる人がいない(障がい者調査 21.6%、障がい児調査 31.5%、難病患者調査 19.4%)

◆基本方針

基本方針1 障がいのある人が地域で安全・安心に生活することができるよう、防災対策や災害時における要配慮者対策を推進

します。

基本方針2 障がいのある人が地域で孤立しないよう、地域の共助による重層的な見守り体制を構築します。

◆基本施策

基本施策1 災害や雪に強いまちづくりの推進

基本施策2 災害時における対応力の向上

基本施策3 地域における見守り活動の推進

基本施策4 消費者被害の防止

基本施策1 災害や雪に強いまちづくりの推進

- 市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。
- 冬期間も安心して生活を送れるよう、除排雪や福祉除雪など雪対策の取組を促進します。

<重点取組>

◆社会福祉施設等の安全対策の推進

社会福祉施設における安全・安心を確保するため、消防局・保健福祉局・都市局の関係部局の連携のために策定した「社会福祉施設の情報連絡及び情報提供にかかる連携要領」にもとづき、施設情報の連絡や情報共有をすることで、社会福祉施設に対する安全対策の徹底を図ります。

◆ 住宅防火対策の推進

地域住民による火災訓練や、福祉事業者等の自衛消防訓練の指導時に、住宅からの出火防止対策や、火災警報器の設置、維持管理等について紹介するほか、地域の火災特性を踏まえた広報を実施するなど、市民や関連事業者等と情報共有を図ります。

◆ 冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある人も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。

身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

◆ 福祉除雪の実施

自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある人の世帯を対象に、地域の協力を得ながら間口部分等の除雪を支援します。

基本施策2 災害時における対応力の向上

- 災害時における、障がいのある人などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。

- 避難場所の、バリアフリー化や、静かに過ごすことのできる空間の確保など、障がいのある人に配慮した環境の整備を進めます。
- 災害発生時や避難場所において、さまざまな障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある人への理解促進を図ります。

じゅうてんとりくみ
<重点取組>

◆ 災害時における避難支援の仕組みづくり

「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がいのある人や高齢の人たちの手助けを地域が主体となって実施する仕組みづくりを推進します。

また、災害時の避難に特に手助けが必要な人たち（避難行動要支援者）の名簿を作成し、災害の発生に備えて、普段から避難支援に取り組む地域の団体に対し、名簿の提供を行います。

◆ 避難場所の環境整備の推進

「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立小中学校については、大規模改修・改築に併せて、車いす対応トイレの設置など、避難場所の環境整備を推進します。

◆ 障がいのある人の避難訓練等への参加促進

災害時において、障がいのある人が自らできることや、周りの人が手助けできることなどを確認するため、障がいのある人に対し、地域で行われている避難訓練等への参加を促進します。

◆福祉避難場所の運営体制強化

障がいのある人や高齢の人など、一般の避難所での生活が困難な人たちのために、社会福祉施設等の福祉避難場所の拡充や人的体制の強化、制度周知などを行います。

◆誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業の推進
(新規)

災害時に障がいのある人たちの避難支援を行う町内会、自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に対して、コーディネーターを派遣することで、実際に支援をする際の留意点の助言や、避難行動要支援者とのマッチングへの助言、各避難行動要支援者の個別避難計画への助言等を行います。

基本施策3 地域における見守り活動の推進

- 障がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆知的障がいのある人の見守り事業

障害福祉サービスを受けていない知的障がいのある人の現況を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、民生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域や福祉サービスとのつながりを拡大・強化するとともに、研修等を通じて、市民の知的障がいに対する理解を深めます。

◆^{きぎょう}企業などとの^{れんけいすいしん}連携推進

^{たよう}多様な^{しゃかいしげん}社会資源を^{ちいき}地域の^{みまも}見守りに^{かつよう}活用するため、^{たくはいじぎょうしゃ}宅配事業者
^{みまも}などとの^{きょうてい}見守り協定の^{ていけつ}締結を^{すいしん}推進し、^{じぎょうかつどう}事業活動の中で^{なか}要支援者
^{いへん}の^{はっけん}異変を^{さい}発見した^{かくにん}際の^{つうほうたいせい}確認・^{じゅうじつ}通報体制の^{はか}充実を図ります。

基本施策 4 ^{しょうひしゃひがい}消費者被害の^{ぼうし}防止

- ^{しょう}障がいの^{ひと}ある人の^{しょうひしゃひがい}消費者被害の^{ぼうし}防止のため、^{かんけいきかん}関係機関との^{れんけい}連携による
^{そうきはっけん}早期発見や、^{そうだんたいせい}相談体制の^{じゅうじつ}充実に^{つと}努めます。

<重点取組>

◆^{しょうひしゃひがいぼうし}消費者被害防止^{ねつとわ}ネットワーク^{くじぎょう}事業

^{しょうひせいかつすいしんいん}消費生活推進員を^{ちいき}地域に^{はいち}配置し、^{かんけいきかん}関係機関や^{しょうひせいかつ}消費生活サポ-
^たターとの^{ねつとわ}ネットワーク体制により、^{こうれい}高齢の人や^{しょう}障がいの^{ひと}ある人
^{しょうひしゃひがい}の^{そうきはっけん}消費者被害の^{きゅうさい}早期発見と^{みぜんぼうし}救済、^{はか}未然防止を図ります。

◆^{てれびでんわ}テレビ電話を活用した^{しょうひせいかつ}消費生活^{そうだん}相談（^{さいけい}再掲）

⇒ ●●^{ページ}参照

第5章 障がい福祉計画

1 障がい福祉計画とは

障がい福祉計画は、障害者総合支援法と児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス等を計画的に整備することを目的として、都道府県及び市町村がそれぞれの実情に基づき策定します。

第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画は2018年から2020年までの3年間の計画として策定します。

2 2020年度の成果目標

(1) 障害福祉サービスに関する目標

それぞれの目標値の設定にあたっては、国の基本指針に掲げる目標に即し、札幌市の実情に応じた目標値を設定しています。

項目	目標値	備考
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	125人	2017年4月から
入所施設の入所者数の減少見込数	83人	2020年3月までの累計
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	協議の場の設置	2020年度末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置する。

ちいきせいかつしえんきよてんとう 地域生活支援拠点等の せいび 整備	1か所 ^{しよ}	2020年度末までに少なくとも 1か所 ^{しよせいび} 整備する。
ふくしせつ いっぱんしゅうろう 福祉施設から一般就労 への移行者数 ^{いこうしゃすう}	623人 ^{にん}	2020年度において福祉施設を たいしよ いっぱんしゅうろう ひと かず 退所し、一般就労した人の数
しゅうろう いこう しえん じぎょう 就労移行支援事業の りようしゃすう 利用者数	846人 ^{にん}	2020年度の1か月当たりの りようしゃすう 利用者数
しゅうろう いこう しえん じぎょうしよ 就労移行支援事業所の しゅうろういこうりつ 就労移行率	5割 ^{わり}	2020年度末の時点で、就労 いこうりつ わりいじょう しゅうろういこう 移行率が3割以上の就労移行 しえんじぎょうしよ ぜんたい し わりあい 支援事業所の全体に占める割合
しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 就労定着支援事業によ る職場定着率 ^{しよくばていちゃくりつ}	8割 ^{わり}	就労定着支援事業による支援 かいし じてん ねんご を開始した時点から1年後の しよくばていちゃくりつ 職場定着率
いりょうてきけ あじしえん 医療的ケア児支援	きょうぎ ば 協議の場 の設置 ^{せっち}	2018年度末までに医療的 け あじしえん ための きょうぎ ば ケア児支援のための協議の場を せっち 設置する

(2) 障がいのある人に対する理解促進に関する目標

(札幌市独自に設定する目標)

項目	数値目標	備考
障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある人の割合	60%	
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	60%	

せいかもくひょう 1 にゅうしょせつ にゅうしょしゃ ちいきせいかつ いこう
成果目標 1 入所施設の入所者の地域生活への移行

にゅうしょせつ ちいきせいかつ いこうしゃすう
◆入所施設から地域生活への移行者数

だい きけいかく くに きほんししん
<第5期計画の国の基本指針>

ねん がつ にち しせつにゅうしょしゃ ねんどまつ
 2017年3月31日の施設入所者のうち、2020年度末において
 いじょう ひと ちいきせいかつ いこう めざ
 9%以上の人地域生活へ移行することをめざす。

さっぽろし だい きけいかく もくひょう しんちやくじょうきょう
<札幌市の第4期計画の目標と進捗状況>

へいせい ねん (2014年) 3月31日 の施設入所者2,159人のうち、
 へいせい ねん (2017年) 度末において 260人(12%)の人が地域生活
 いこう めざ くに だい きけいかく ししん おな
 へに移行することを目指しました(国の第4期計画の指針と同じ)。

2017年度末 までの目標	2016年3月31日 までの実績	2016年3月31日 までの進捗率
260人	44人	16.9%

ほっかいどうしら
 ※北海道調べ

さっぽろし だい きけいかく もくひょう
<札幌市の第5期計画の目標>

ねん がつ にち しせつにゅうしょしゃ ねんどまつ
 2017年3月31日の施設入所者2,093人のうち、2020年度末
 (2021年3月末)において 125人(6%)の人が地域生活に移行
 めざ
 することをめざします。

なお、この目標では、札幌市の入所施設に入所している障が
 ひと しょう じゅうどか こうれいか すず だい きけいかく
 いがある人の障がいの重度化・高齢化が進んでおり、第4期計画
 きかん もくひょうたっせい きび さっぽろし じつじょう おう くに
 期間の目標達成も厳しいことから、札幌市の実情に應じ、国の
 きほんししん もくひょうち さ せってい
 基本指針よりも目標値は下げて設定しています。

◆^{しせつにゆうしょしゃすう げんしょう}施設入所者数の減少

＜^{だい きけいかく くに きほんししん}第5期計画の国の基本指針＞

^{ねんどまつ しせつ にゆうしょしゃすう}2020年度末の施設入所者数が、^{ねん がつ にち}2017年3月31日の
^{しせつにゆうしょしゃすう いじょうげんしょう}施設入所者数から2%以上減少する。

＜^{さっぽろし だい きけいかく もくひょう しんちやくじょうきょう}札幌市の第4期計画の目標と進捗状況＞

^{へいせい ねん}平成29年(2017年)^{ねん どまつ しせつにゆうしょしゃすう}度末の施設入所者数が、^{へいせい ねん}平成26年(2014
^{ねん がつ にち しせつにゆうしょしゃすう}年)3月31日の施設入所者数2,159人から86人(約4%)^{げんしょう}減少
^{めざ}することを目指します。

^{ねんどまつ} 2017年度末 ^{もくひょう} までの目標	^{ねん がつ にち} 2017年3月31日 ^{じっせき} までの実績	^{ねん がつ にち} 2017年3月31日 ^{しんちやくりつ} までの進捗率
86人	66人	76.7%

＜^{さっぽろし だい きけいかく もくひょう}札幌市の第5期計画の目標＞

^{ねんどまつ しせつにゆうしょしゃすう}2020年度末の施設入所者数が、^{ねん がつ にち しせつ}2017年3月31日の施設
^{にゆうしょしゃすう にん にん やく げんしょう}入所者数2,093人から83人(約4%)^{めざ}減少することを
^{めざ}目指します。

＜目標達成のための主な方策＞

○ 介護・見守り体制等の充実

ちいきせいかつ おこな ひつよう かいご みまも たいせい こうちく
地域生活を行うにあたり必要な介護・見守り体制を構築しま
す。

- ・ じゅうどしょう ひと たいおう ほうもんけい にっちゅうかつどうけい
重度障がいのある人にも対応した訪問系・日中活動系
サービス - ビス りよう ちいきていちゃくしえん りよう そくしん
の利用、地域定着支援などの利用を促進します。
- ・ しせつたいしょご せいかつかいご りようしゅ おお みこ
施設退所後は生活介護の利用者が多いことが見込まれるため、
せいかつかいごじぎょうしょ じゅうどしょう ひと うけいれそくしん
生活介護事業所における重度障がいのある人の受入促進を
はか
図ります。

○ 住まいの確保

- ・ ぐるーぷほーむ せいびすいしんとう す かくほ はか
グループホームの整備推進等により、住まいの確保を図りま
す。

- ・ みんかん じゅうたく せいかつ かのう ひと さっぽろししゅう しやそうだん
民間の住宅にて生活が可能な人は、「札幌市障がい者相談
しえんじぎょうしょ おこな じゅうたくにゆうきょとうしえんぎょうむ みんかん
支援事業所」が行う住宅入居等支援業務などにとり、民間
じゅうたくとう にゆうきょ そくしん
住宅等への入居を促進します。

○ 相談支援の充実

- ・ ちいきいこうしえんおよ ちいきていちゃくしえんとう りようそくしん しせつ
地域移行支援及び地域定着支援等の利用促進により、施設
にゆうしよしゅ ちいきいこう うなが
入所者への地域移行を促します。

せいかもくひょう せいしんしょう たいおう ちいきほうかけあしすてむ こうちく
成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

せいしんしょう たいおう ちいきほうかけあしすてむ こうちく
◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

だい きけいかく くに きほんししん
〈第5期計画の国の基本指針〉

せいしんしょう たいおう ちいきほうかけあしすてむ こうちく めざ
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す
ため、2020年度末までに、全ての市町村ごとに保健、医療、福祉
かんけいしゃ きょうぎ ば せっち きほん
関係者による協議の場を設置することを基本とする。

さっぽろし だい きけいかく もくひょう
〈札幌市の第5期計画の目標〉

ねんどまつ せいしんしょう たいおう ちいきほうかけあし
2020年度末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシ
すてむ こうちく む かんけいしゃ きょうぎ ば せっち
ステムの構築に向けた関係者による協議の場の設置を目指します。

- ※ せいしんしょう たいおう ちいきほうかけあしすてむ
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは
せいしんしょう ひと ちいき いちいん あんしん じぶん
精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい
く暮らしをすることができるよう、医療・障がい福祉・介護・住ま
い・社会参加（就労など）・地域の助け合い・教育などが連携し、
しゃかいさんか しゅうろう ちいき たす あ きょういく れんけい
きこうてき そうご ささ あ しすてむ
機能的に相互に支え合えるシステムのこと。

せいかもくひょう ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび
成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび
◆地域生活支援拠点等の整備

だい きけいかく くに きほんししん
〈第5期計画の国の基本指針〉

ちいきせいかつしえんきよてんとう ちいきせいかつしえんきよてん めんてき たいせい
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制）につ
いて、2020年度までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを
せいび
整備する。

さっぽろし だい きけいかく もくひょう
〈札幌市の第5期計画の目標〉

ちいきせいかつしえんきよてんとう ねんどまつ すく しょ
地域生活支援拠点等を、2020年度末までに少なくとも1か所
せいび
整備する。

ちいきせいかつしえんきよてんとう
※ 地域生活支援拠点等について

しょう ひと こうれいか じゅうどか おやな あと みす
障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、
しょう じ しゃ ちいきせいかつしえん すいしん かんてん ぐるーぷ
障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、グループ
ほーむ きょじゅうきのう そうだん こーていねいと しょーとすてい
ホームなどの居住機能と、相談・コーディネートやショートステイ
などの地域支援機能を、「拠点」として一体的に整備するものです。
きよてん せいび ほうほう きよてん もう ちいき
「拠点」を整備する方法のほか、拠点を設けずに地域において機
のう ぶんたん めんてきたいせい せいび ほうほう
能を分担する「面的体制」により整備する方法もあります。

せいかもくひょう 4 ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう
成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行

ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうしゃすう
◆福祉施設から一般就労への移行者数

だい きけいかく くに きほんししん
<第5期計画の国の基本指針>

ねんど 2020年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2016年度の移行実績の1.5倍以上とする。

さっぽろし だい きけいかく もくひょう しんちやくじょうきょう
<札幌市の第4期計画の目標と進捗状況>

へいせい ねん (2017年) 度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、平成24年(2012年)度の移行実績297人の約2倍(600人)とすることを目指します。

ねんどまつ 2017年度末 までの目標	ねん がつ にち 2016年3月31日 までの実績	ねん がつ にち 2016年3月31日 までの進捗率
600人	378人	63.0%

ほっかいどうしら
 ※北海道調べ

さっぽろし だい きけいかく もくひょう
<札幌市の第5期計画の目標>

ねんど 2020年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2016年度の移行実績415人の約1.5倍(623人)とすることを目指します。

◆^{しゅうろういこうしえんじぎょう りようしゃすう}就労移行支援事業の利用者数

＜^{くに きほんししん}国の基本指針＞

2020年度末における^{ねんどまつ しゅうろういこうしえんじぎょう りようしゃすう}就労移行支援事業の利用者数が、2016年度末の^{ねんどまつ わりいじょうそうか}2割以上増加する。

＜^{さっぽろし だい きけいかく もくひょう しんちやくじょうきょう}札幌市の第4期計画の目標と進捗状況＞

平成29年（2017年）度末における^{へいせい ねん しゅうろういこうしえんじぎょう}就労移行支援事業の利用者数が、平成25年（2013年）度末の^{ねん 630 ねん 550}630人から、550人（87%）増加し、1,180人とすることを^{めざ}目指します。

2017年度末 までの ^{もくひょう} 目標	2017年3月31日 までの ^{じっせき} 実績	2016年3月31日 までの ^{しんちやくりつ} 進捗率
1,180人	769人	65.1%

＜^{さっぽろし だい きけいかく もくひょう}札幌市の第5期計画の目標＞

2020年度末における^{ねんどまつ しゅうろういこうしえんじぎょう りようしゃすう}就労移行支援事業の利用者数が、2016年度末の^{ねんどまつ 769 ねん 846}769人から、846人（1割増加）とすることを^{めざ}目指します。

なお、この^{もくひょう}目標では、^{しゅうろういこうしえんじぎょう りよう}就労移行支援事業を利用することが^{いっばん}一般就労の唯一の手段ではなく、^{みずか ちから いっばんしゅうろう}自らの力で一般就労をしている^{しょう}障がいのある人もいらっしゃるため、^{さっぽろし じつじょう あ}札幌市の実情に合わせて、^{くに きほんししん もくひょうち さ せってい}国の基本指針よりも目標値は下げて設定しています。

◆^{しゅうろういこうしえんじぎょうしょ}就労移行支援事業所の^{しゅうろういこうりつ}就労移行率

<^{くに}国の^{きほんししん}基本指針>

^{ねんどまつ}2020年度末の^{じてん}時点で^{しゅうろういこうりつ}就労移行率^{わりいじょう}3割以上の^{しゅうろういこうしえん}就労移行支援
^{じぎょうしょ}事業所を^{ぜんたい}全体の^{わりいじょう}5割以上とすることを^{めざ}目指す。

<^{さっぽろし}札幌市の^{だい}第5期^{きけいかく}計画の^{もくひょう}目標>

^{くに}国の^{きほんししん}基本指針のとおり、^{ねんどまつ}2020年度末の^{じてん}時点で^{しゅうろういこうりつ}就労移行率^{わり}3割
^{いじょう}以上の^{しゅうろういこうしえんじぎょうしょ}就労移行支援事業所を^{ぜんたい}全体の^{わりいじょう}5割以上とすることを^{めざ}目指
します。

<^{もくひょうたっせい}目標達成のための^{おも}主な^{ほうさく}方策>

^{しょう}障がい者^{しゃけいかく}計画の^{しさくぶんや}施策分野4（^{ペー}●●^{じさんしょう}ページ参照）に関する^{かん}取組を^{とりくみ}
^{すす}進めることにより、^{しょう}障がいのある^{ひと}人の^{いっばんしゅうろう}一般就労を^{そくしん}促進します。

せいかもくひょう 5 いりょうてきけ あじしえん かんけいきかん きょうぎ ば せっち
成果目標 5 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

いりょうてきけ あじしえん かんけいきかん きょうぎ ば せっち
◆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

だい きけいかく くに きほんししん
＜第5期計画の国の基本指針＞

いりょうてきけ あじ てきせつ しえん う ねんどまつ
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2018年度末ま
でに、かくとどうふけん かくけんいきおよ かくしちょうそん ほけん いりょう しょう
で、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障
がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の
ば せっち きほん
場を設置することを基本とする。

さっぽろし だい きけいかく もくひょう
＜札幌市の第5期計画の目標＞

いりょうてきけ あじ てきせつ しえん う ねんどまつ
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように 2018年度末ま
でに、かんけいきかんとう れんけい はか きょうぎ ば せっち
で、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

せいかもくひょう しょう ひと たい りかいそくしん
成果目標 6 障がいのある人に対する理解促進

しょう ひと ちいき く おも しょう
 障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある
 ひと わりあい ねんどまつ めざ
 人の割合が、2020年度末において60%となることを目指します。

また、しょう ひと こ ちいき く
 障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちである
 おも ほごしゃ わりあい ねんどまつ めざ
 と思う保護者の割合が、2020年度末において60%となることを目指しま
 す。

	2016年度 ねんど	2020年度 ねんど
しょう ひと ちいき く 障がいのある人にとって地域で暮らし やすいまちであると思う障がいのある人の わりあい 割合	52.4%	60%
しょう ひと こ ちいき く 障がいのある子どもにとって地域で暮ら しいやすいまちであると思う保護者の割合	35.3%	50%

※札幌市が実施するアンケート調査
 さっぽろし じっし あんけーとちょうさ

3 訪問系サービス量の見込み

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別にかかわらず充実していきます。

※ 訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○時間／月：月間のサービス提供時間数

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス） 【介護給付】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
時間／月			

(2) 重度訪問介護 【介護給付】

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
時間／月			

(3) 同行援護 【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
時間／月			

(4) 行動援護 【介護給付】

知的又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
時間／月			

(5) 重度障害者等包括支援 【介護給付】

常時介護を必要とする人であって、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
時間／月			

4 日中活動系サービス量の見込み

障がいの種別にかかわらず、地域でいきいきと生活することができるよう、日中活動系サービスを充実していきます。

※ 日中活動系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○人日／月：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(1) 生活介護 【介護給付】

常時介護を必要とする人に対し、主に昼間において、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日／月			

(2) 自立訓練（機能訓練） 【訓練等給付】

身体障がいのある人を対象に、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日/月			

(3) 自立訓練（生活訓練） 【訓練等給付】

知的又は精神障がいのある人を対象に、生活能力の維持・向上などのため、一定期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための支援を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日/月			

(4) 宿泊型自立訓練 【訓練等給付】

生活能力の維持・向上などのため、一定期間、居室その他の設備を提供し、家事などの日常生活能力の向上のための支援を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度

りょうにんすう 利用人数			
にんにち つき 人日/月			

(5) 就労移行支援 【訓練等給付】

いっばんきぎょう しょうろう きぼう さいみまん ひと しょうろう ひつよう
一般企業などでの就労を希望する65歳未満の人に、就労に必要な知識及び能力の向上のため、一定期間、事業所内や企業における生産活動などの機会の提供を行うとともに、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
りょうにんすう 利用人数			
にんにち つき 人日/月			

(6) 就労継続支援（A型） 【訓練等給付】

いっばんしょうろう こんなん さいみまん ひと たい しょうけいやく もと しょうろう
一般就労が困難な65歳未満の人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行います。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
りょうにんすう 利用人数			
にんにち つき 人日/月			

(7) 就労継続支援（B型） 【訓練等給付】

いっばんしょうろう こんなん ひと たい しょうけいやく むす せいさんかつどうとう
一般就労が困難な人に対し、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会の提供を行うとともに、就労に関わる支援を行います。

たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
りょうにんすう 利用人数			
にんにち つき 人日／月			

(8) 就労定着支援 【訓練等給付】 (新規)

せいにかつかいご じりつくんれん しゅうろういこうしえんまた しゅうろうけいぞくしえん りょう
生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用し
て一般就労した人に対して、雇用に伴い生じる日常生活又は
しゃかいせいかつ いとな うえ さまざま もんだい かん そうだん しどうおよ じよげん
社会生活を営む上での様々な問題に関する相談、指導及び助言その
た ひつよう しえん おこな
他の必要な支援を行います。

たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
りょうにんすう 利用人数			
にんにち つき 人日／月			

(9) 療養介護 【介護給付】

いりょう じょうじ かいご ひつよう ひと つぎ がいどう
医療と常時の介護を必要とする人のうち、次のいずれかに該当する
ひと しんたいのうりよく にちじょうせいかつこのうりよく い じ こうじょう いりょうきかん
人に、身体能力・日常生活能力の維持・向上のため、医療機関で
きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご かいごおよ にちじょうせいかつじょう しえん おこな
機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行
います。

◆ 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者等気管切開を伴う人工呼吸器によ
る呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人

◆ 筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者であって、障害支援区分
5以上の人

たんい 単位	2018年度 ^{ねんど}	2019年度 ^{ねんど}	2020年度 ^{ねんど}
りょうにんすう 利用人数			

(10) 短期入所（ショートステイ）福祉型 【介護給付】

介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設等において
 短期間、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援を行
 います。

たんい 単位	2018年度 ^{ねんど}	2019年度 ^{ねんど}	2020年度 ^{ねんど}
りょうにんすう 利用人数			
にんにち つき 人日／月			

(11) 短期入所（ショートステイ）医療型 【介護給付】

介護する人が病気の場合などに、病院・診療所・介護老人保護
 施設等において短期間、入浴、排せつ、食事の介護などの
 日常生活上の支援を行います。

たんい 単位	2018年度 ^{ねんど}	2019年度 ^{ねんど}	2020年度 ^{ねんど}
りょうにんすう 利用人数			
にんにち つき 人日／月			

5 居住系サービス量の見込み

地域における居住の場としてのグループホームについて、社会福祉法人などに必要な支援を行い充実を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援などの推進と併せ、入所施設や病院から地域生活への移行を進めます。

※ 居住系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○ 利用人数：月間の利用人数（実人数）

(1) 自立生活援助 【訓練等給付】（新規）

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問したり、利用者からの相談に応じるなど、本人の意思を尊重した地域生活を支援します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日／月			

(2) 共同生活援助【訓練等給付】

主に夜間において、共同生活住居で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
定員数			

(3) 施設入所支援【介護給付】

主に夜間において、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			

6 相談支援サービス量の見込み

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実していきます。

※ 相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

(1) 計画相談支援

サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

	たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	りょうにんすう 利用人数			

(2) 地域相談支援

住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

	たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
ちいきいこうしえん 地域移行支援	りょうにんすう 利用人数			
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	りょうにんすう 利用人数			

7 障害児支援サービス量の見込み

障がいのある子どもの発達を支援するため、児童福祉法に基づく障害児支援を充実していきます。

※ 障害児支援の見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○人日／月：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日／月			

(2) 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日／月			

(3) 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進のための支援などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日/月			

(4) 保育所等訪問支援

専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日/月			

(5) 居宅訪問型児童発達支援（新規）

専門職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日/月			

(6) 福祉型障害児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日/月			

(7) 医療型障害児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練のほか、治療などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
人日/月			

(8) 障害児相談支援

障害児通所支援の支給決定における障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
障害児相談支援	利用人数			

8 発達障がい者支援

発達障害者支援法に基づき、発達障がいに対する正しい理解の促進、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援の実施に向け、支援体制の充実を図ります。

(1) 発達障がい者地域支援協議会

医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関で構成する協議会を設置し、関係機関の連携の緊密化、支援体制の整備に関する協議を行います、支援体制の充実を図ります。

※ 札幌市では平成17年度から「札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議」として実施しています。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
かいさいかいすう 開催回数			

(2) 発達障がい者支援センターによる相談

発達障がいに関する専門的な相談、支援が必要な人に対し、発達障害者支援センターにおいて、発達、就労等に関する相談を実施します。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
そうだんけんすう 相談件数			

(3) 発達障害者支援センターによる機関支援、研修等

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法などの関係機関に対し、発達障害に関する専門的な助言、支援など、関係機関への機関支援を行います。特に、発達障害者地域支援マネージャーは、二次障害や行動障害があるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

見た目では分かりづらい発達障害の特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
関係機関への 助言件数			
外部機関や 地域住民への 研修、啓発 件数			

9 地域生活支援事業のサービス量の見込み

(1) 概要

地域生活支援事業は、障がいのある人がその持っている能力や適性に
適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、
住民に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障が
いのある人のニーズを踏まえ、地域の实情に応じた事業形態で
市町村や都道府県が実施するものです。

(2) 実施主体

地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、
都道府県が行う都道府県地域生活支援事業とに分かれます。
札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によって
は、事業の全部または一部を団体などに委託して実施します。

(3) 札幌市における地域生活支援事業のメニュー

地域生活支援事業では、すべての市町村が実施する「必須事業」
と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。
札幌市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を
勘案し、以下の事業を展開していきます。

ちいきせいかつしえんじぎょういちらん ひつすじぎょう
地域生活支援事業一覧 (必須事業)

りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業	
じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業	
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業
	きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター
	しちやうそんそうだんしえんきのうきやうかじぎょう 市町村相談支援機能強化事業
	じゅうたくにゅうきよとうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	
せいねんこうけんせいとほうじんこうけんしえんじぎょう 成年後見制度法人後見支援事業	
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業
	ようやくひっきしゃはけんじぎょう 要約筆記者派遣事業
	しゅわつうやくしゃせっちじぎょう 手話通訳者設置事業
にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業	
しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	
ちいきかつどうしえんせんたーきのうきやうかじぎょう 地域活動支援センター機能強化事業	
はつたつしょうがいしゃしえんせんたーうんえいじぎょう 発達障害者支援センター運営事業	
しょう じどうりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業	
せんもんせい たか いしそつうしえん 専門性の高い意思疎通支援 おこなうもの ようせいけんしゅうじぎょう を行う者の養成研修事業	しゅわつうやくしゃようせいけんしゅうじぎょう 手話通訳者養成研修事業
	ようやくひっきしゃようせいけんしゅうじぎょう 要約筆記者養成研修事業
	もう しゃつうやく かいじょいんようせいけんしゅうじぎょう 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

<small>せんもんせい たか い し そつう しえん</small> 専門性の高い意思疎通支援 <small>おこなうもの はけんじぎょう</small> を行う者の派遣事業	<small>しゅわつうやくしゃはけんじぎょう</small> 手話通訳者派遣事業
	<small>ようやくひっぎしゃはけんじぎょう</small> 要約筆記者派遣事業
	<small>もう しゃ む つうやく かいじょいんはけんじぎょう</small> 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
<small>こういきてき しえんじぎょう</small> 広域的な支援事業	<small>せいしんしょう しゃちいぎせいかつしえんこういきちようせいとうじぎょう</small> 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業
	<small>ちいぎせいかつしえんこういきちようせいかいぎとうじぎょう</small> 地域生活支援広域調整会議等事業
	<small>ちいきいこう ちいぎせいかつしえんじぎょう</small> 地域移行・地域生活支援事業
	<small>さいがい はけんせいしんいりょうち - むたいせいせいびじぎょう</small> 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

ちいきせいかつしえんじぎょういちらん にんいじぎょう
地域生活支援事業一覧（任意事業）

ふくしほ - む 福祉ホームの運営			
にゅうよくさ - び すじぎょう 訪問入浴サービス事業			
せいかつしえんじぎょう 生活支援事業	せいかつくんれんとう 生活訓練等 じぎょう 事業	ちゅうとしつめいしゃしゃかいてきおうくんれんじぎょう 中途失明者社会適応訓練事業 ちょうかくしょう しゃしゃかいせいかつきょうしつ 聴覚障がい者社会生活教室	
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業			
その 他 日 常 生 活 しえん 支 援	ざいたくじゅうどしょう しゃ じ かみ さ - び す じぎょう 在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業		
	しんたいしょう しゃしんぐかんそうじぎょう 身体障がい者寝具乾燥事業		
	しんたいしょう しゃふくしでんわせつちじぎょう 身体障がい者福祉電話設置事業		
	しせつにゅうよくさ - び す じぎょう 施設入浴サービス事業		
	きゅうしんたいしょう しゃじりつしえんじぎょう 旧身体障がい者自立支援事業		
	しんたいしょう しゃ こ - る じぎょう 身体障がい者あんしんコール事業		
しゃかいさんか しえん 支 援	てんじ こえ 点字・声の こうほうとうはっこうじぎょう 広報等発行事業	てんじ こえ ほんこう 点字さっぽろ・声のさっぽろ発行 てんじそくじねっとわ - く じぎょう 点字即時ネットワーク事業	
	ほうしいんようせい 奉仕員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	てんやくほうしいんようせいじぎょう 点訳奉仕員養成事業 ろうどくほうしいんようせいじぎょう 朗読奉仕員養成事業	
	じどうしゃうんてんめんきよしゅとく かいそうほじょじぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事業		
	その 他 社 会 さんかしえん 参 加 支 援	しょう しゃ そうだんうんえいじぎょう 障がい者あんしん相談運営事業	
		しょう しゃあいていさほ - とせんた - うんえいじぎょう 障がい者ITサポートセンター運営事業	

ちいきせいかつしえんそくしんじぎょういちらん にんいじぎょう
地域生活支援促進事業一覧（任意事業）

けんりようごしえん 権利擁護支援	しょう しやぎやくたい 障がい者虐待 ぼうししえん 防止支援	さっぽろししやう しやぎやくたいそうだんじぎょう 札幌市障がい者虐待相談事業 きんきゅうけいれさちやうせい やかんきゅうじつぎやくたいつうほううけつけ 緊急受入先調整・夜間休日虐待通報受付
せいねんこうけんせいどふきゅうけいはつじぎょう 成年後見制度普及啓発事業		
いとうこころ けんこうたいおくりよくこうじやうけんしゅう かかりつけ医等心の健康対応力向上研修		
はったつしやう しや しえん 発達障がい者支援 たいせいせいび 体制整備	ふきゅうけいはつさっしきくせい 普及啓発冊子作成	
	はったつしやう しや さくひんてん かいさい 発達障がい者の作品展の開催	
	かぞくしえんたいせいせいびじぎょう 家族支援体制整備事業	
いぞんしやう とう かん 依存症等に関 する民間団体 しえんじぎょう 支援事業	ある こーる かんれんもんだい アルコール関連問題	
	やくぶついぞんしやう かん もんだい 薬物依存症に関する問題	
	ぎゃんぶるとういぞんしやう かん もんだい ギャンブル等依存症に関する問題	

※ ちいきせいかつしえんじぎょう さーびす みこみりやう かか たんい かんが かた つぎ
 地域生活支援事業のサービス見込量に係る単位の考え方は次のとおりです。

- 利用人数：りやうにんすう げっかん りやうにんすう じつにんすう
 月間の利用人数（実人数）
- 延べ利用人数：の りやうにんすう ねんかん そうりやうけんすう
 年間の総利用件数
- 延べ利用時間：の りやうじかん ねんかん そうりやうじかん
 年間の総利用時間

ア 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
じっし うむ 実施の有無	あり	あり	あり

イ 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して、必要な支援を行います。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
じっし うむ 実施の有無	あり	あり	あり

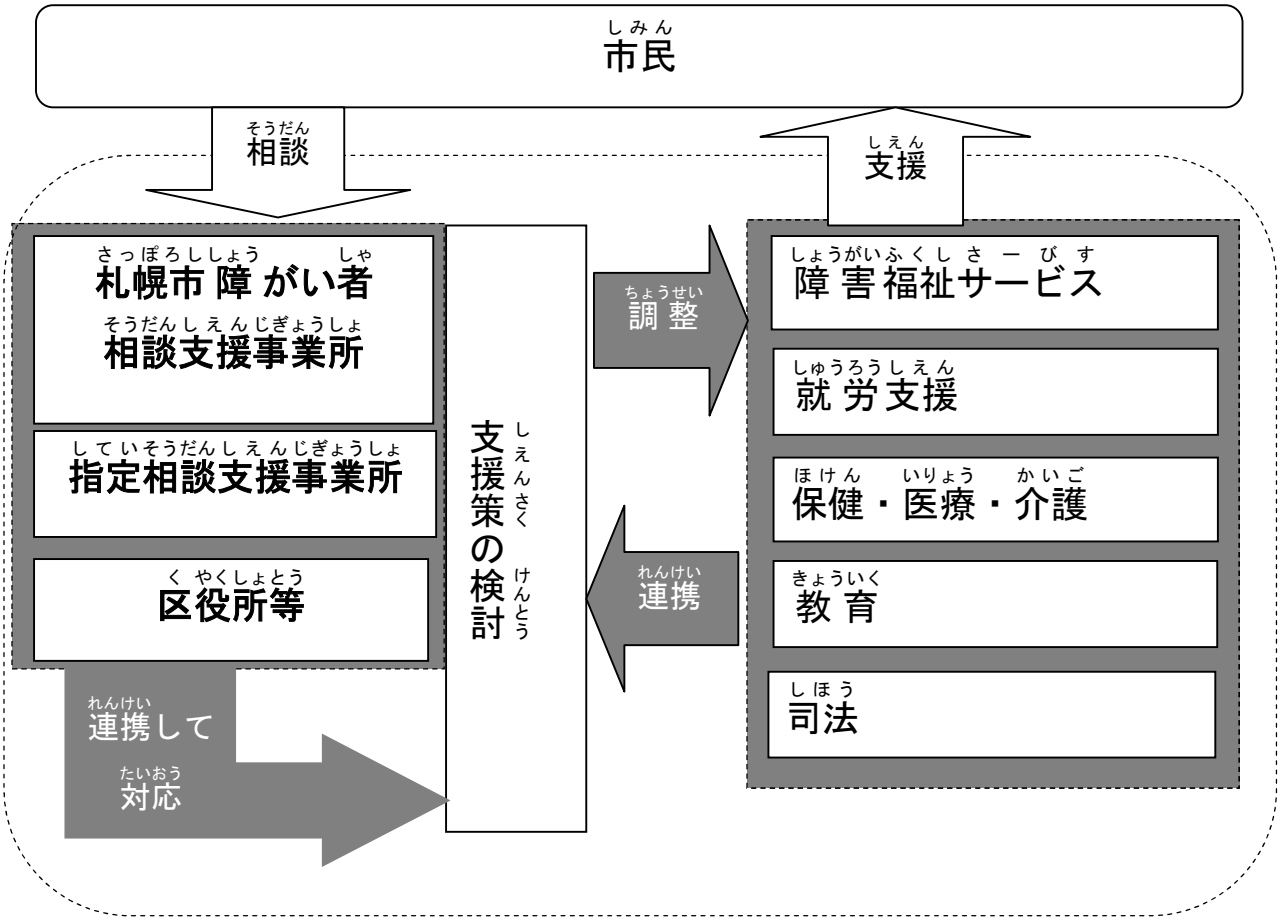
ウ 相談支援事業

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

	たんい 単位	2018 ねんど 年度	2019 ねんど 年度	2020 ねんど 年度
しょう しょうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業	かしょう すう 箇所数	20	20	20
きかん しょうだんしえん せんたー 基幹相談支援センター	せっち うむ 設置の有無	あり	あり	あり
しちやう そんしょうだんしえん きのうきやう かじぎやう 市町村相談支援機能強化事業	じっし うむ 実施の有無	あり	あり	あり

じゅうたくにゆうきょとうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業	じっしうむ 実施の有無	あり	あり	あり
----------------------------------	----------------	----	----	----

そうだん しえん いめーじ
相談と支援のイメージ



エ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立てが期待できない知的障がい者、精神障がい者について、市長が申立てを行い、費用を負担して成年後見制度の利用を支援します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
実利用人数			

オ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、手話通訳や要約筆記を行う人を派遣し、意思疎通を支援します。

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者	利用人数			
派遣事業	の 延べ派遣人数			
要約筆記者	利用人数			
派遣事業	の 延べ派遣人数			
手話通訳者 設置事業	通訳者数 (うち専従通訳者数)	()	()	()

※ 延べ派遣人数：年間の総派遣件数

カ **日常生活用具給付事業**

にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう

しょう 障がいのあるひとに、じりつせいかつしえんようぐとう きゅうふい おこな 自立生活支援用具等の給付を行います。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	けんすう 件数			
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具				
ざいたくりょうようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具				
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具				
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具				
きょたくせいかつどうさほじょようぐ じゅうたくかいしゅうひ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)				

※ けんすう ねんかん そうきゅうふけんすう
件数：年間の総給付件数

キ **手話奉仕員養成研修事業**

しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう

ちょうかくしょう しゃとう いしそつうしえん ひつよう しゅわほうしいん ようせい
聴覚障がい者等の意思疎通支援に必要な手話奉仕員を養成します。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
りょうにんすう 利用人数			

ク **移動支援事業**

やがい いどう こんなん しょう 障 がいのある人などに、外 出のための支援を
おこな
行います。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
こべつしえんがた 個別支援型	かしょすう 箇所数			
	りょうにんすう 利用人数			
	の りょうじかん 延べ利用時間			

ケ **地域活動支援センター機能強化事業**

そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう しゃかい こうりゅう
創作的活動または生産活動の機会を提供、社会との交流などを
おこな ちいきかつどうしえんせんたー たい うんえいひほじょ おこな しょう
行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障 がいのある
ひと ちいきせいかつ しえん そくしん
人の地域生活の支援を促進します。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
きそてきじぎょう 基礎的事業	かしょすう 箇所数			
	りょうにんすう 利用人数			
きのうきょうかじぎょう 機能強化事業	かしょすう 箇所数			

コ **発達障害者支援センター運営事業**

発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達のあ
る人やその家族に対する支援を総合的に行います。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
かしょすう 箇所数	1	1	1
りょうにんすう 利用人数			

サ **障がい児等療育支援事業**

障がいのある人やその家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、
療育指導や療育支援を行います。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
かしょすう 箇所数	5	5	5

シ **手話通訳者・要約筆記者養成研修事業**

専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者・要約筆記者を養成し
ます。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	にんすう 人数			
ようやくひつきしゃ 要約筆記者養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	にんすう 人数			

もう しゃ む つうやく 盲ろう者向け通訳・ かいじょいんようせいけんしゅう 介助員養成研修 じぎょう 事業	にんずう 人数			
--	-------------------	--	--	--

ス **盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業**

もう しゃ じりつ しゃかいさんか はか こみゆにけーしょんおよ いたう
盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動
 しえん おこな もう しゃ む つうやく かいじょいん はけん
の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
りようにんずう 利用人数			

セ **精神障がい者地域生活支援広域調整等事業**

① **地域生活支援広域調整会議等事業**

記載内容等について内部調整中です。

② **地域移行・地域生活支援事業**

せいしんしょう しゃ してん じゅうし しえん じゅうじつ かんてん にゅういんちゅう
精神障がい者の視点を重視した支援を充実させる観点や入院中
 せいしんしょう しゃ たいいん むけたいよく かんき かんてん ぴあさぽー
の精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起する観点から、ピアサポー

と かつよう
トを活用します。

	たんい 単位	2018年度 ^{ねんど}	2019年度 ^{ねんど}	2020年度 ^{ねんど}
ちいきいこう ちいきせいかつ 地域移行・地域生活 しえんじぎょう 支援事業	きょうぎかい 協議会 かいさいすう の開催数	1	1	1

③ さいがいはけんせいしんいりょうち - む たいせいせいびじぎょう
災害派遣精神医療チーム体制整備事業

しぜんさいがいたう きんきゅうじ ひさいちいき せいしんほけんいりょうに - ず
自然災害等の緊急時において、被災地域の精神保健医療ニーズの
はあく た ほけんいりょうたいせい れんけい かくしゅかんけいきかんと まね - じめんと
把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等のマネージメント、
せんもんせい たか せいしんかいらょう ていきょう せいしんほけんかつどう しえん おこな
専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、
さいがいはけんせいしんいりょうち - む でいばつと たいせい せいび
災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制を整備します。

なお、たいせいせいび ほっかいどう れんけい こういきてき じっし はか
体制整備にあたり、北海道と連携して、広域的な実施を図り
ます。

	たんい 単位	2018年度 ^{ねんど}	2019年度 ^{ねんど}	2020年度 ^{ねんど}
さいがいはけんせいしんいりょうち 災害派遣精神医療 ち - む たいせいせいびじぎょう チーム体制整備事業	きょうぎかい 協議会 の かいさいすう 開催数			

ソ 福祉ホームの運営

現に住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行います。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
ていいん 定員			

タ 訪問入浴サービス事業

入浴者を自宅に派遣して入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
りょうにんすう 利用人数			
のりょうにんすう 延べ利用人数			

チ 生活訓練等事業

障がいのある人などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

	たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
ちゅうと しつめいしゃ しゃかい てきおう 中途 失明者 社会 適応 くんれんじぎょう 訓練事業	のりょうにんすう 延べ利用人数			
ちようかくしやう しゃ しゃかい 聴覚障がい者 社会 せいかつきやうしつかいさいじぎょう 生活教室開催事業	のりょうにんすう 延べ利用人数			

ツ 日中一時支援事業

障がいのある人などの家族の就労支援及び日常的に介護している
 家族の一時的な休息を図るために、障がいのある人等を一時的に
 預かり介護します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
の 延べ利用人数			
箇所数			

テ 在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業

感覚マヒなどにより常時おむつを使用している在宅の重度障がい者
 （児）に紙おむつを支給します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
の 延べ利用人数			

ト 身体障がい者寝具乾燥事業

身体に重度の障がいがあり、在宅で寝たきりの人が使用している
 寝具（ふとん、毛布、枕など）を年2回洗濯・乾燥します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
の 延べ利用人数			

ナ 身体障害者福祉電話設置事業

難聴者または外出困難な在宅重度身体障がい者に対し電話を貸与し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			

※ 現在、新規貸与は実施していない。

ニ 施設入浴サービス事業

特別養護老人ホームや障害者支援施設の設備を利用して入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数			
の 延べ利用人数			

ヌ 旧身体障害者自立支援事業利用支援事業

身体障害者自立支援事業（身体障がい者向け公営住宅に居住している重度の身体障がい者に介助サービスを提供する事業。自立支援給付への移行に伴い平成20年3月31日事業終了）を利用していた人に対し、自立支援給付のサービスにない駐車場の除雪、庭の除草及び共用部分の清掃の支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度

りょうにんすう 利用人数			
-----------------	--	--	--

ネ 身体障がい者あんしんコール事業

ざいたく ぐ じゅうどしんたいしょう しゃ どうきよかぞく がいとう
 在宅でひとり暮らしの重度身体障がい者(同居家族がいても該当と
 なる場合あり)の自宅に専用の通報機器を設置し、各種相談や家庭内で
 ばあい したく せんよう つうほうきき せっち かくしゅそうだん かていない
 の事故等の通報に対して、専用の受信センターが24時間体制で適切な
 じ ことう つうほう たい せんよう じゅしんせんたー じかんたいせい てきせつ
 対応を行うほか、センター側からも定期的な電話相談を実施し利用者
 たいおう おこな せんたーがわ ていきてき でんわそうだん じっし りょうしゃ
 の安否及び近況確認を行います。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
りょうにんすう 利用人数			

ノ 点字・声の広報等発行事業

も じ じょうほうにゆうしゅ こんなん しょう ひと てんやく おんやく
 文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音訳
 たしょう ひと わ ほうほう こうほう
 その他障がいのある人に分かりやすい方法により、広報さっぽろの
 じょうほう しょう ひと ちいきせいかつ ひつようど たか じょうほう
 情報など障がいのある人が地域生活をするうえで必要度の高い情報
 ていきてき ていきょう
 を定期的に提供します。

たんい 単位	たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
てんじ 点字さっぽろ・ こえ はっこう 声の発行	りょうしゃすう 利用者数			
てんじそくじねっと 点字即時ネット わーくじぎょう ワーク事業	の りょう 延べ利用 にんすう 人数			

ハ 奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の意思疎通支援に必要な点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

	たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
てんやくほうしんようせいじぎょう 点訳奉仕員養成事業	にんすう 人数			
	の にんすう 延べ人数			
ろうどくほうしんようせいじぎょう 朗読奉仕員養成事業	にんすう 人数			
	の にんすう 延べ人数			

※ 人数：養成事業の受講人数（実人数）

延べ人数：養成事業の年間総受講件数

ヒ 自動車運転訓練費・改造補助事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

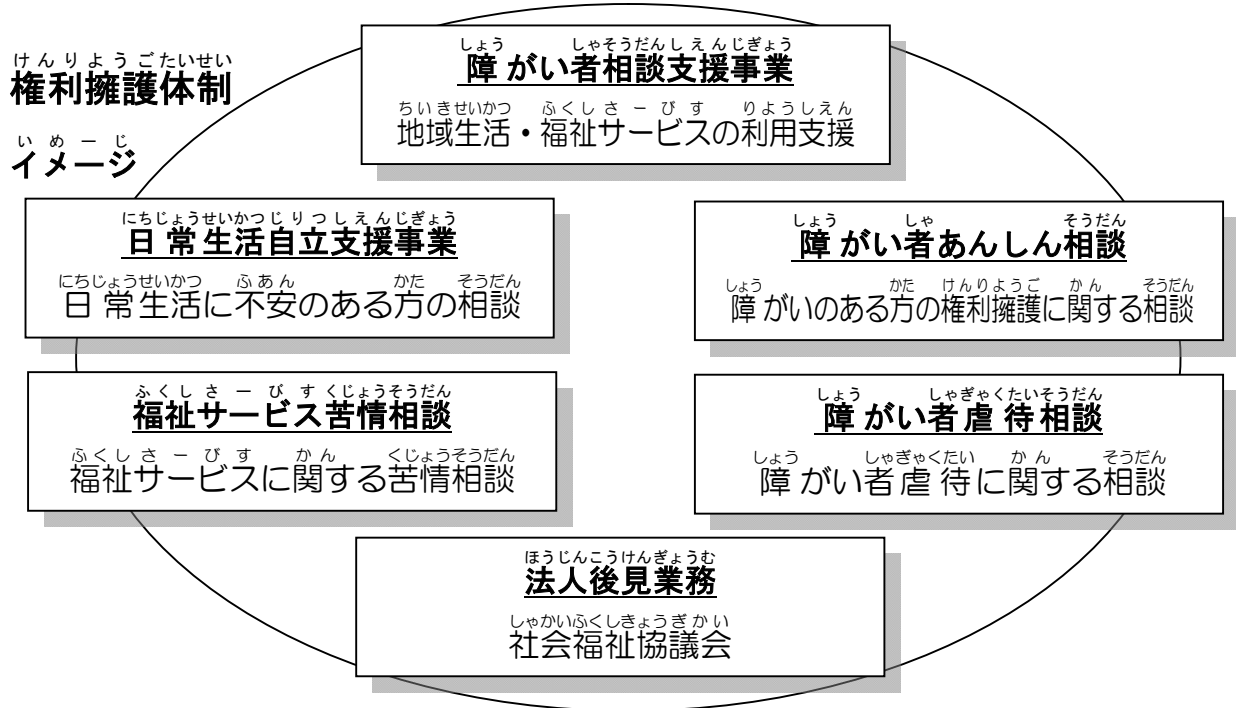
	たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
うんでんくんれん 運転訓練	りょうにんすう 利用人数			
かいぞうほじょ 改造補助	りょうにんすう 利用人数			

フ 障がい者あんしん相談運営事業

障がいのある人の権利擁護に係る相談等に応じるため、常設相談窓口を設置し、専門的な相談に応じるほか、専門機関への情報提供を行います。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度

かしょすう 箇所数	1	1	1
--------------	---	---	---



へ **障がい者ITサポートセンター運営事業**

障がいのある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上を図るため、障がい者ITサポートセンターを拠点として、ITを活用した障がいのある人の社会参加促進を図ります。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
じっし うむ 実施の有無	1	1	1

ホ **札幌市障がい者虐待防止対策支援**

北海道障がい福祉計画と調整中です。

マ **緊急受入先調整・夜間休日虐待通報受付事業**

北海道障がい福祉計画と調整中です。

せいねんこうけんせい どふきゅうけいはつじぎょう
ミ 成年後見制度普及啓発事業

北海道障がい福祉計画と調整中です。

いとうこころ けんこうたいおうりょくこうじょうけんしゅうじぎょう
ム かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業

北海道障がい福祉計画と調整中です。

はったつしょう しゃしえんたいせいせいび
メ 発達障がい者支援体制整備

北海道障がい福祉計画と調整中です。

北海道障がい福祉計画と調整中です。

10 サービス見込量等確保のための主な方策

障害福祉サービス等については、国の基本指針や北海道の障がい福祉計画の内容も踏まえた上で、以下の視点に立って、必要なサービス等を提供できるようにサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

◆ 障がい特性に応じた質の高いサービスを障がい種別にかかわらず提供するため、事業者の参入を促進し、引き続きサービス基盤の整備に努めていきます。

◆ それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援を提供するため、先駆的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけを行っていきます。

◆ 円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図っていきます。

◆ サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

◆ 地域での居住の場となるグループホームについて、事業者と協働し、設置を推進していきます。

◆ 地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業など、地域生活支援事業の多彩なメニューを引き続き実施していきます。

第6章 さっぽろ障がい者プランの評価・見直し

1 P D C Aサイクルについて

P D C Aサイクルとは、業務の改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の順に実施していくものです。

さっぽろ障がい者プランについても、このP D C Aサイクルにより、評価・見直しを行います。

2 P D C Aサイクルの実施

(1) 計画 (Plan)

国の計画や基本指針に基づき、障がいのある人や、関係者、市民のみなさまのご意見をお聴きしながらさっぽろ障がい者プランを策定します。

(2) 実行 (Do)

作成したさっぽろ障がい者プランを障がいのある人も含め、広く市民のみなさまに周知するとともに、関係部局とも連携しながら、目標等の達成に向けて施策を推進します。

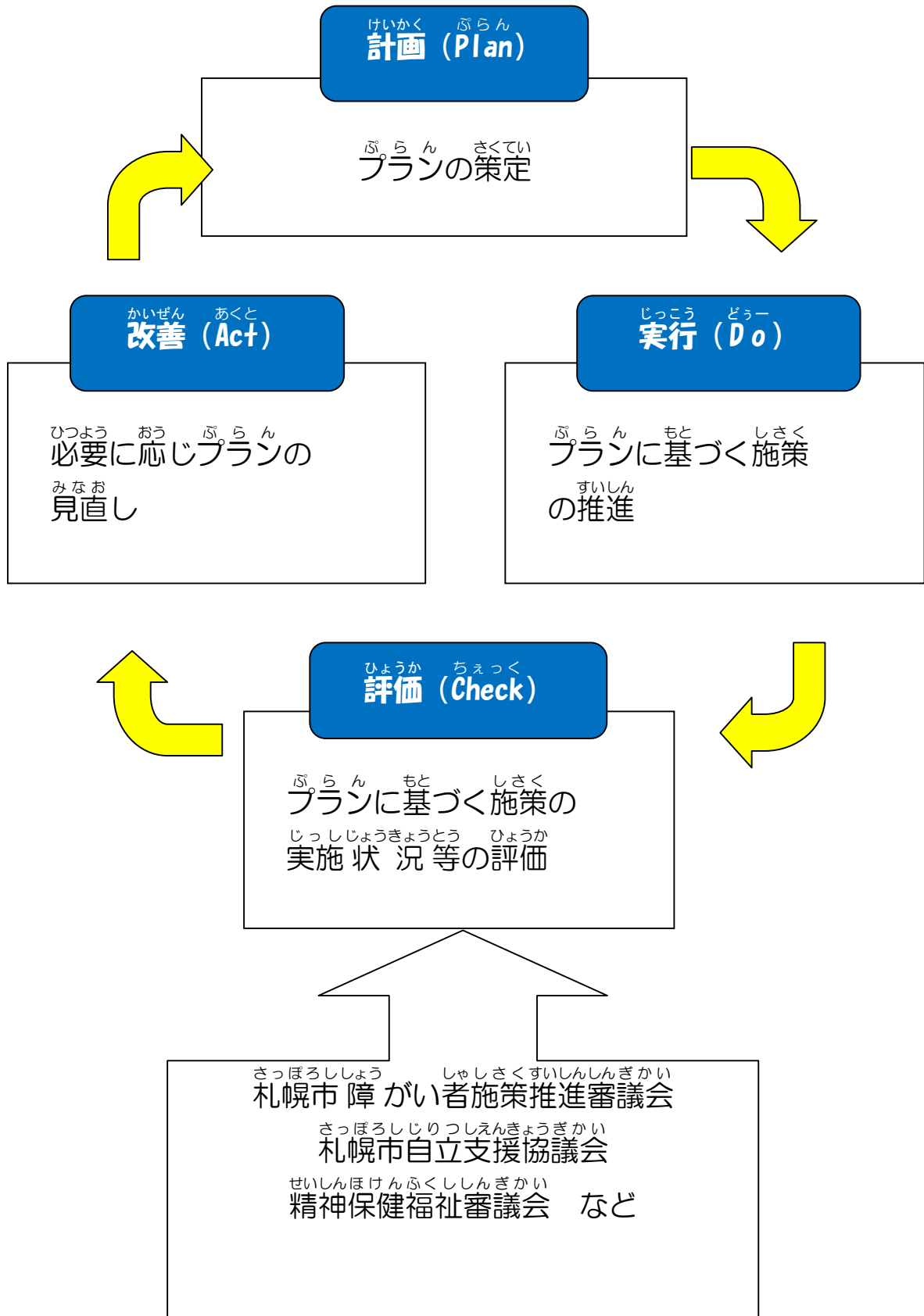
(3) 評価 (Check)

さっぽろ障がい者プランに基づく施策の実績や達成状況等について、札幌市施策推進審議会、札幌市自立支援協議会、精神保健福祉審議会等の関係機関に報告し中間評価を行います。

(4) 改善 (Act)

中間評価の結果等を受け、関係機関の意見等も踏まえながら、必要
に
応じ、施策の見直しや新規施策の追加など計画の見直しを行います。

びーでいーしーえーさーいーくゝる いめーじ
P D C A サイクルのイメージ




第7章 さっぽろ障がい者プランの検討経過

1 検討体制

市役所内部での検討のほか、障がい当事者や家族の方、障がい者団体の方、福祉関係者、有識者等で構成する「さっぽろ障がい者プラン見直しに係る計画検討部会」を設置し、さまざまなご意見を伺ってきました。

また、札幌市障がい者施策推進審議会、札幌市自立支援協議会等の附属機関からもご意見を伺ってきました。

※ 「さっぽろ障がい者プラン見直しに係る計画検討部会」の委員名簿は

 ページに掲載しております。

2 障がい児者実態等調査

計画の策定や障がい福祉施策の検討のための基礎資料等とすることを目的に、障がい児・者の生活や活動状況、障害福祉サービス等の利用状況などについてアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果については、別途、報告書としてまとめました。

実施期間：平成28年11月16日から12月7日まで

3 意見交換会等の開催

(1) 市内主要障がい者団体との意見交換

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい及び難病の主な団体と、合計3回、意見交換会を行いました。

(2) 市民懇談会の開催

さっぽろ障がい者プラン2018の全体構成案等を中心に、広く市民を対象として懇談会を開催しました。

(参考1) 会議等における検討の経過

検討経過を記載予定

さんこう (参考2) さっぽろ しょう しょうが いしゃ ぶらん か かけいかくけんとうぶかい いいんめいぼ
 (参考2) さっぽろ 障がい者プランに係る計画検討部会 委員名簿

	しめい 氏名	しよぞく だんたい どう 所属団体等
1	あさか ひろふみ 浅香 博文	さっぽろし しんたい しょうがい しゃ ふくし きょうかい かいちよう 札幌市身体障害者福祉協会 会長
2	いとう こうじ 伊藤 光治	さっぽろし せいしん しょうがい しゃ かぞく れんごうかい せんむ りじ 札幌市精神障害者家族連合会 専務理事
3	いしばし たつ お 石橋 達勇	ほっかい がくえん だいがく こうがくぶ きょうじゆ 北海学園大学工学部 教授
4	うへだ まり こ 上田 マリ子	にほん はったつ しょうがい ね と わ ー く ほっかいどう かいちよう 日本発達障害ネットワーク北海道 会長
5	きたがわ さとこ 北川 聡子	しゃかい ふくし ほうじん むぎ こ かい そうごうし せつちよう 社会福祉法人麦の子会 総合施設長
6	しげいずみ とし まさ 重泉 敏聖	しゆぎよう せいかつ おうえん ぶらざ せん た ー ちよう 就業・生活応援プラザとねっと センター長
7	すぎた まこと 杉田 誠	そうだんしつ かんりしゃ 相談室こころ ていね 管理者
8	ながい じゆん こ 永井 順子	ほくせい がくえん だいがく しゃかい ふくし がくぶ じゆんきょうじゆ 北星学園大学社会福祉学部 准教授
9	はらだ ちよこ 原田 千代子	さっぽろ かい 札幌みんなの会
10	ふじい みゆき 藤井 美雪	さっぽろし て いくせいかい かいちよう 札幌市手をつなぐ育成会 会長 (2017年7月まで)
11	まきの じゆんこ 牧野 准子	しょう どうじしゃ こうし かい だいひよう 障がい当事者講師の会すぷりんぐ 代表
12	ますだ やすこ 増田 靖子	いっばん ざいだん ほうじん ほっかいどう なんびよう れん せんむ りじ 一般財団法人北海道難病連 専務理事
13	ながえ ちかこ 長江 睦子	さっぽろし て いくせいかい ふく かいちよう 札幌市手をつなぐ育成会 副会長 (2017年8月から)

4 ぱぶりっくこめんとよパブリックコメントで寄せられた意見いけん

けっかパブリックコメント結果を掲載予定けいさいよてい

かくしゅしりょうじょうほう けいさいよてい
各種資料情報を掲載予定